令和７年４月教育委員会定例会事項書

令和７年４月２２日（火）　午後２時から

教育委員会室

１　開　会

２　会議録署名委員について

３　議　事

(1)【議案第2187号】専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について　（教育総務課）

(2)【議案第2188号】専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について　（教育総務課）

(3)【議案第2189号】専決（鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正）の承認について　（教育総務課）

(4)【議案第2190号】専決（鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）の承認について　（教育総務課）

(5)【議案第2191号】専決（鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正）の承認について　（教育指導課）

(6)【議案第2192号】専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について　（教育支援課）

(7)【議案第2193号】専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について　（教育支援課）

(8)【議案第2194号】通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について　（教育指導課）

(9)【議案第2195号】学校運営協議会委員の任命について　（教育支援課）

４　報告事項

(1) 鈴鹿市教育振興基本計画　令和７年度実行計画について　（教育総務課）

(2) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について　（教育政策課）

(3) 令和６年度　鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について　（学校教育課）

(4) 社会教育基本計画2031について　（文化振興課）

５　その他

(1) 令和７年５月教育委員会定例会の開催について　（教育総務課）

4月教育委員会　定例会席表

	教育長 （廣田 隆延）	
教育委員 （松嶌 康博） 教育委員 （服部 直美）		（会議録署名者） 教育委員 （笠井 智佳） 教育委員 （加藤 貴也）

文化振興課長 （柳井谷 光教）	教育支援課長 （鈴木 康仁）	参事 （磯部 仁）	教育次長 （永井 洋一）	参事兼 教育総務課長 （横木 一郎）	参事兼 教育政策課長 （白木 敏弘）
		参事兼 学校教育課長 （藤見 忠）	教育指導課長 （上田 由実子）	書記 （木葉 健介）	書記 （久住 孝大）
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

（傍聴人：定員は10人）

令和7年4月　教育委員会　定例会

議　　　　　案

（第2187号～第2195号）

令和７年４月２２日

鈴鹿市教育委員会

議案第２１８７号

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会書記の任免について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市教育委員会会議規則第７条の規定に基づき書記の任免を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

　事務職員　　　　　　　　　　　　松本　春奈

鈴鹿市教育委員会書記の兼務を解く

令和７年３月３１日

鈴鹿市教育委員会

　事務職員　　　　　　　　　　　　福井　智子

鈴鹿市教育委員会書記に兼ねて任命する

令和７年４月１日

鈴鹿市教育委員会

議案第２１８８号

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２５日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第９号

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和３年鈴鹿市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第３条　パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　養護及び支援員　時間額1，080円 （２）　幼稚園講師　時間額1，260円 （３）・（４）　略 （５）　語学指導等を行う外国青年招致事業の参加外国青年　アからエに定める月額 ア　１年目　335，000円 イ　２年目　345，000円 ウ　３年目　355，000円 エ　４年目以降　360，000円 （６）　略	（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第３条　パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　養護及び支援員　時間額1，033円 （２）　幼稚園講師　時間額1，200円 （３）・（４）　略 （５）　語学指導等を行う外国青年招致事業の参加外国青年　アからエに定める月額 ア　１年目　280，000円 イ　２年目　300，000円 ウ　３年目　325，000円 エ　４年目以降　330，000円 （６）　略

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条第１号、第２号及び第５号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。

議案第２１８９号

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２５日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第８号

鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則

（鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則の一部改正）

第１条　鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成１６年鈴鹿市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（事務局の組織）
第３条　事務局に次の表に掲げる課及びグループを置く。
<table>
<tr><th>課</th><th>グループ</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>教育支援課</td><td>学校支援グループ　こども支援グループ</td></tr>
</table>
</td>
<td>（事務局の組織）
第３条　事務局に次の表に掲げる課及びグループを置く。
<table>
<tr><th>課</th><th>グループ</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>教育支援課</td><td>学校支援グループ　子ども支援グループ</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）

第２条　鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則（平成２７年鈴鹿市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３）　略 （４）　公印監督者　公印に関する事務を総括する者で、学校にあっては学校教育課長、幼稚園にあってはこども育成課長をいう。	用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３）　略 （４）　公印監督者　公印に関する事務を総括する者で、学校にあっては学校教育課長、幼稚園にあっては子ども育成課長をいう。

（地方自治法第１８０条の７の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第３条　地方自治法第１８０条の７の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（令和７年鈴鹿市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の改正規定を次のように改める。

改　正　後	改　正　前
（補助執行） 第２条　教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。	（補助執行） 第２条　教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員に補助執行させる。

補助執行させる事務（改正後）	市長の補助機関である職員（改正後）	補助執行させる事務（改正前）	市長の補助機関である職員（改正前）
		１　公民館及びふれあいセンターに関すること。	副市長、地域振興部長、地域振興部次長及び地域協働課の職員
１　略	略	２　略	略
		３　文化財に関すること。	副市長、文化スポーツ部長及び文化財課の職員

			4　図書館に関すること。	副市長、文化スポーツ部長及び図書館の職員
2　市立幼稚園の施設整備及び設備の維持管理に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども政策課の職員		5　市立幼稚園の施設整備及び設備の維持管理に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども政策課の職員
3　市立幼稚園の管理運営に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員		6　市立幼稚園の管理運営に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども育成課の職員
4　市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員		7　市立幼稚園の園児の入園、転園及び退園に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども育成課の職員
5　市立幼稚園の職員及び園児の保健、安全、厚生及び福利に関すること（公立学校共済に関することを除く。）。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員		8　市立幼稚園の職員及び園児の保健、安全、厚生及び福利に関すること（公立学校共済に関することを除く。）。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども育成課の職員
6　市立幼稚園の環境衛生に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども育成課の職員		9　市立幼稚園の環境衛生に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども育成課の職員
7　市立幼稚園の職員の服務に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこど		10　市立幼稚園の職員の服務に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ど

	も育成課の職員		も育成課の職員
8　教育相談に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども家庭支援課の職員	11　教育相談に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども家庭支援課の職員
9　鈴鹿市就学支援委員会に関すること。	副市長、こども政策部長、こども政策部次長及びこども家庭支援課の職員	12　鈴鹿市就学支援委員会に関すること。	副市長、子ども政策部長、子ども政策部次長及び子ども家庭支援課の職員
備考　　略		備考　　略	

（鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の一部改正）

第４条　鈴鹿市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（令和７年鈴鹿市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の改正規定を次のように改める。

改　正　後

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）・（２）　略

（３）　課　鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第１号）第３条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成９年鈴鹿市規則第７号）第３条の表に規定する文化振興課、こども政策課、こども育成課及びこども家庭支援課をいう。

別表第２（第13条関係）

登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
31020－101	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	就学援助事務用	就学援助審査結果通知書 学校保健医療券	31010－１
31020－102	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	特別支援就学奨励費事務用	特別支援教育就学奨励費の支弁区分について（通知）	31010－１
24020－101	略	略	略	略	略	略	略

備考　　略

改　正　前

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）・（２）　略

（３）　課　鈴鹿市教育委員会事務局等組織規則（平成16年鈴鹿市教育委員会規則第１号）第３条に規定する課並びに鈴鹿市行政組織規則（平成９年鈴鹿市規則第７号）第３条の表に規定する地域協働課、文化振興課、文化財課、図書館、子ども政策課、子ども育成課及び子ども家庭支援課をいう。

別表第２（第13条関係）

登録番号	電子公印管理者	名称	寸法	印影の色	使用区分	電子公印を使用する文書	印影として使用する公印の登録番号
31020－101	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	就学援助事務用	就学援助審査結果通知書 就学援助費口座振込通知書 学校保健医療券	31010－１
31020－102	学校教育課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	特別支援就学奨励費事務用	特別支援教育就学奨励費の支弁区分について（通知） 特別支援教育就学奨励費振込通知書	31010－１
24020－101	略	略	略	略	略	略	略
31010－101	教育総務課長	鈴鹿市教育長印	方21	黒	学校給食事務用	学校給食費納入通知書 学校給食費納入通知書（変更） 学校給食費督促状 学校給食費納付催告書 学校給食費充当通知書 学校給食費還付通知書	31010－４

						学校給食費への児童手当からの支払済通知書	

備考　　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３条及び第４条の規定は、公布の日から施行する。

議案第２１９０号

専決の承認について

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会訓令第４号

教育委員会事務局
小　中　学　校
学校以外の教育機関

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月２５日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

（鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第１条　鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令（令和７年鈴鹿市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

改正後				改正前			
別表（第３条関係）				別表（第３条関係）			
課等	事項	決裁権者	合議	課等	事項	決裁権者	合議
教育総務課	(１)～(12)　略	略		教育総務課	(１)～(12)　略	略	
					(13)　職員の人件費の支出負担行為	課長	
	(13)～(20)　略	略			(14)～(21)　略	略	
					(22)　学校給食費等の額の決定	課長	
					(23)　学校給食費等の減	課長	

					免の決定		
					(24)　学校給食費等の徴収	課長	
					(25)　学校給食費等の督促状の発送	課長	
					(26)　学校給食費等の納付催告	課長	
教育政策課	（１）・（２）　略	略		教育政策課	（１）・（２）　略	略	
	（３）　校長又は教育機関の長からの申出による教育施設（こども政策部が補助執行するものを除く。以下同じ。）の軽微な改修等の承認	課長			（３）　校長又は教育機関の長からの申出による教育施設（地域振興部、文化スポーツ部及び子ども政策部が補助執行するものを除く。以下同じ。）の軽微な改修等の承認	課長	
	（４）　略	略			（４）　略	略	
	（５）　教育財産（こども政策部が補助執行するものを除く。）の調査	課長			（５）　教育財産（地域振興部、文化スポーツ部及び子ども政策部が補助執行するものを除く。）の調査	課長	
学校教育課	（１）～（３）　略	略		学校教育課	（１）～（３）　略	略	
	（４）　就学援助の認定	課長			（４）　就学援助費の交付	課長	
	（５）　特別支援教育就学奨励費の認定	課長			（５）　特別支援教育就学奨励費の交付	課長	
	（６）・（７）　略	略			（６）・（７）　略	略	
	（８）　日本スポーツ振興センターに関する事務	課長			（８）　日本スポーツ振興センターの医療費の支	課長	

					払		
	（９）～(20)　略	略			（９）～(20)　略	略	
教育指導課	（１）～(22)　略	略	略	教育指導課	（１）～(22)　略	略	略
					(23)　部活動費補助等の交付	課長	
	(23)～(33)　略	略	略		(24)～(34)　略	略	略
略	略	略		略	略	略	
学校	（１）～（５）　略	略		学校	（１）～（５）　略	略	
					（６）　１件10万円未満の支出負担行為	校長	
	（６）～（８）　略	略	略		（７）～（９）　略	略	略

（鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正）

第２条　鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令（令和７年鈴鹿市教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

改　正　後				改　正　前			
別表（第３条関係）				別表（第３条関係）			
課	事項	決裁権者	合議	課	事項	決裁権者	合議
				地域協働課	（１）　鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課

					（２） 公民館運営審議会の開催	部長	
					（３） 公民館等の事業の指導	課長	
					（４） 公民館等の事業報告の受理	課長	
					（５） 公民館等施設の軽微な模様替の承認	課長	
文化振興課	（１）・（２） 略	略	略	文化振興課	（１）・（２） 略	略	略
	（３） 生涯学習事業に関する事務	課長			（３） 生涯学習事業の企画運営	課長	
	（４） 略	略			（４） 略	略	
				文化財課	（１） 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課
					（２） 文化財調査会の開催	部長	
					（３） 発掘調査指導委員会の開催	部長	
					（４） 文化財の調査、保護及び活用の計画	課長	
					（５） 文化財保護法等による届出	課長	

								（６） 発掘調査の実施	課長		
								（７） 資料館及び記念館の特別展等の企画	課長		
								（８） 文化財関係団体との連絡調整	課長		
								（９） 郷土資料の管理及び利用	課長		
								(10) 資料館及び記念館の管理運営	課長		
								(11) 郷土資料及び博物館資料の寄贈寄託	課長		
								(12) 歴史公園の管理運営	課長		
								(13) 考古博物館の企画運営	出先機関の長		
								(14) 考古博物館の観覧料及び使用料の免除の決定	出先機関の長		
								(15) 考古博物館関係団体との連絡調整	出先機関の長		
							図	（１） 鈴鹿市教育	副市	教育長	

							書館	委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	長	、教育次長、教育総務課	
								（２） 図書館協議会の運営	部長		
								（３） 特別整理期間日の決定	部長		
								（４） 配本事業の運営	課長		
								（５） 入館不適当者の決定	課長		
								（６） 購買資料の選択	課長		
								（７） 廃棄資料の決定	課長		
								（８） 貸出しをしない資料の決定	課長		
								（９） 当日限りの開館時間の変更	課長		
								(10) 貸出カードの交付及び資料の貸出し	課長		
								(11) 未返却資料の督促	課長		
								(12) 複写利用の許可	課長		
								(13) 関係団体と	課長		

					の連絡調整		
					(14)　著作権許諾申請の発送	課長	
					(15)　館内で行う諸行事の決定	課長	
					(16)　寄贈図書の採納	課長	
こども政策課	（１）　鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課	子ども政策課	（１）　鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課
	（２）　市立幼稚園の施設整備に関する事務	部長			（２）　市立幼稚園の施設整備に関する事務	部長	
	（３）　市立幼稚園の維持管理及び軽微な改修等に関する事務	課長			（３）　市立幼稚園の維持管理及び軽微な改修等に関する事務	課長	
こども育成課	（１）　鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課	子ども育成課	（１）　鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課
	（２）　市立幼稚園の学校保健衛生に関する事務	課長			（２）　市立幼稚園の学校保健衛生に関する事務	課長	

	（３） 市立幼稚園の幼児の生活事故等に関する事務	課長	教育指導課		（３） 市立幼稚園の幼児の生活事故等に関する事務	課長	教育指導課
こども家庭支援課	（１） 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課	子ども家庭支援課	（１） 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課
	（２） 教育相談に関する事務	課長			（２） 教育相談に関する事務	課長	
	（３） 就学支援委員会に関する事務	課長			（３） 就学支援委員会に関する事務	課長	

附　則

この訓令は、令達の日から施行する。

議案第２１９１号

専決の承認について

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会告示第４号

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年３月２５日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市立中学校部活動指導員設置要綱（令和４年鈴鹿市教育委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（勤務時間） 第６条　部活動指導員の勤務時間は、１日当たり３時間以内とする。ただし、大会や練習試合等の引率を行う場合は、８時間以内とする。	（勤務時間） 第６条　部活動指導員の勤務時間は、年間210時間以内とする。 ２　１日の勤務時間は３時間以内とする。ただし、大会や練習試合等の引率を行う場合は、８時間以内とする。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

議案第２１９２号

専決の承認について

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱又は任命について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の設置等に関する条例第４条第２項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会委員

	名前	団体名等	役職	委嘱期間
1	芦葉　甫	三重弁護士会	弁護士	R6.4.1～ R8.3.31
2	大日方　真史	国立大学法人 三重大学	教授	R6.4.1～ R8.3.31
3	杉本　幸孝	鈴鹿市保護司会	保護司	R7.4.1～ R8.3.31
4	田上　清乃	三重弁護士会	弁護士	R6.4.1～ R8.3.31
5	廣岡　雅子	三重県公認心理師会	公認心理師	R6.4.1～ R8.3.31

※５０音順

議案第２１９３号

専決の承認について

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について、次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

専決事項

（　別　紙　）

提案理由

鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例第４条第２項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により専決したので、同条第２項の規定により、この議案を提出する。

令和7年度鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会委員

令和7年4月1日

	名前	所属 役職	性別	委嘱期間
1	ヒロオカ　マサコ 廣岡　雅子	三重県公認心理師会	女性	R6.4.1～ R8.3.31
2	ツダ　ユミコ 津田　由美子	鈴鹿市幼小中校園長会 鈴鹿市立神戸小学校長	女性	R6.4.1～ R8.3.31
3	ミズノ　カツノリ 水野　克則	鈴鹿市自治会連合会 桜島町北 自治会長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
4	ウチダ　ナオヤ 打田　尚也	鈴鹿市PTA連合会	男性	R7.4.1～ R8.3.31
5	フクダ　ヒロシ 福田　寛史	鈴鹿警察署 生活安全課長	男性	R7.4.1～ R8.3.31
6	フジイ 藤井　さゆり	民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部長	女性	R6.4.1～ R8.3.31
7	イチカワ　ハルミ 市川　春美	人権擁護委員協議会 委員	男性	R6.4.1～ R8.3.31
8	ハマモト　ヒロノブ 濵本　浩暢	津地方法務局 人権擁護課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
9	ヨシダ　タカヒデ 吉田　崇秀	鈴鹿児童相談所 家庭児童支援課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
10	ゴトウ　アキラ 後藤　哲	鈴鹿市スポーツ少年団 副本部長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
11	オノデラ　シンジ 小野寺　真志	鈴鹿市放課後こどもプラン 運営委員会 会長	男性	R7.4.1～ R8.3.31
12	タカノ　エイコ 髙野　栄子	鈴鹿市青少年育成町民会議 連絡協議会 鈴峰地区委員	女性	R6.4.1～ R8.3.31
13	サカザキ　シンイチ 坂﨑　真一	鈴鹿市こども政策部 こども家庭支援課 課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31
14	スズキ　ヤスヒト 鈴木　康仁	鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課 課長	男性	R6.4.1～ R8.3.31

議案第２１９４号

通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように制定する。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する要綱

（　別　紙　）

提案理由

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第１条第２号の規定により、この議案を提出する。

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

通級による指導の実施等に関する要綱（平成２６年鈴鹿市教育委員会告示第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr>
<td>（設置）
第３条　鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。
<table>
<tr><th>通級指導教室の種類</th><th>設置校</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>発達障害等通級指導教室</td><td>鈴鹿市立加佐登小学校　鈴鹿市立白子小学校　鈴鹿市立旭が丘小学校　鈴鹿市立稲生小学校　鈴鹿市立飯野小学校　鈴鹿市立神戸小学校　鈴鹿市立創徳中学校　鈴鹿市立白鳥中学校　鈴鹿市立神戸中学校</td></tr>
</table>
</td>
<td>（設置）
第３条　鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。
<table>
<tr><th>通級指導教室の種類</th><th>設置校</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>発達障害等通級指導教室</td><td>鈴鹿市立白子小学校　鈴鹿市立旭が丘小学校　鈴鹿市立稲生小学校　鈴鹿市立飯野小学校　鈴鹿市立神戸小学校　鈴鹿市立創徳中学校　鈴鹿市立白鳥中学校　鈴鹿市立神戸中学校</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

第１号様式から第７号様式までを次のように改める。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

通級指導申出書

（宛先）鈴鹿市立　　　　学校長

申出者　　住所

（保護者）　名前

下記のとおり通級による指導を希望しますので申し出ます。

なお、在籍校以外で通級による指導を受ける場合の交通安全については、責任を持って万全を期します。

記

児童生徒名前（ふりがな）		生年月日	年　月　日生
学　年　・　組	年　　　組		男　・　女
通級による指導を希望する教室（希望する教室に✓印）	□言語 通級指導教室 □発達障害等		
新規・更新の別	新　規　・　更　新		
保護者の連絡先	電話番号（自宅）		
	電話番号（緊急時）		

第２号様式（第４条関係）

鈴　　第　　号

年　　月　　日

通級指導協議書

（宛先）鈴鹿市立　　　　学校長

鈴鹿市立　　　　学校

校長

貴校における通級による指導の実施について、下記のとおり協議します。

記

ふりがな 児童生徒名前		生年月日	年　月　日生
学　年　・　組	年　　　組		男　・　女
保護者名前			
住　　　所			
通級指導教室の種　　　別 （希望する教室に✓印）	□言語 通級指導教室 □発達障害等		
新規・更新の別	新　規　・　更　新		
開始希望年月日	年　　月　　日		
終了希望年月日	年　　月　　日		
通級による指導の　　頻　　度	週　　回（毎週　　曜日　　限　　　時　　　分）		
教育相談実施日	年　　　月　　　日		

（添付書類）

通級指導申出書の写し

第３号様式（第４条関係）

鈴　　第　　号

年　　月　　日

通級指導協議回答書

（宛先）鈴鹿市立　　　　学校長

鈴鹿市立　　　　学校

校長

　　年　　月　　日付け鈴　　第　　号で協議のあった件について、下記のとおり回答します。

記

<table>
<tr><td>児童生徒名前</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>学年・組</td><td colspan="3">年　　　組</td></tr>
<tr><td rowspan="6">協議事項に係る意見
（いずれかに✓印）</td><td colspan="3">□次のとおり受入れ可能です。</td></tr>
<tr><td>通級指導教室の種別
（該当する教室に✓印）</td><td colspan="2">□言語
通級指導教室
□発達障害等</td></tr>
<tr><td>開始年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>終了年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>通級による指導の頻度</td><td colspan="2">週　　回（毎週　曜日　限　時　分）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□次の理由により受入れできません。
(理由)</td></tr>
</table>

第４号様式（第４条関係）

鈴　第　号
年　月　日

通級指導通知書

様

鈴鹿市立　　　学校
校長

年　月　日付けで申出のありました通級による指導については、設置校との協議等の結果に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児童生徒名前			男・女
決定内容 （いずれかに✓印）	□次のとおり通級による指導の実施を決定します。		
	通級指導教室の種別 （該当する教室に✓印）	□言語 通級指導教室 □発達障害等	
	通級による指導を行う学校	鈴鹿市立　　　学校	
	開始年月日	年　月　日	
	終了年月日	年　月　日	
	通級による指導の頻度	週　回（毎週　曜日　限　時　分）	
	備考	１　期間満了後、引き続き通級による指導を希望する場合には、更新手続により、期間を更新することができます。 ２　通級に際しては、交通安全に十分注意してください。	
	□次の理由により通級による指導の実施を見合わせます。 (理由)		

第５号様式（第７条関係）

鈴　　第　　号
年　　月　　日

通級指導開始届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立　　　　学校
校長

下記のとおり通級による指導を開始しますので届け出ます。

記

１　通級による指導を開始する児童生徒の状況等

児童生徒名前			
生　年　月　日	年　　月　　日生	学　年	
児童生徒住所	〒　　－　　　鈴鹿市		
保護者名前			
教育相談実施日	年　　月　　日		

２　通級による指導を行う学校等

通級による指導を行う学校	鈴鹿市立　　　　学校	校長名	
通級指導教室の種類	通級指導教室		
開始年月日	年　　月　　日		
終了年月日	年　　月　　日		
交通手段等（自校通級の場合は記入不要）	交通手段		
	片道所要時間	約　　時間　　分	

※往路と復路で交通手段又は所要時間が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。

（裏）

３　特別の教育課程の編成状況

______年度

（１）年間授業時数

	教　科　・　領　域														通級	合計
教科等の名称																
年時数																

※「教科等の名称」には教科名（国語、社会、算数等）及び領域名（特別活動等）を記入すること。

※通級による指導により、教科及び領域の一部又は全部が欠ける場合は、その教科等の名称を○で囲むこと。

※「通級」の欄には、通級による指導の教育課程上の位置付け（自立活動等）を記入すること。

（２）通級による指導を受ける児童生徒の週時程表

	時刻	校時 ＼ 曜日	月	火	水	木	金
（例）	8:50～ 9:35	1	国語	算数	生活	国語	通
	～	1					
	～	2					
	～	3					
	～	4					
	～	5					
	～	6					
	～						
	～						

※各曜日の校時割は実態に合わせて記入すること。

※通級による指導については、「通」と記入すること。

第６号様式（第７条関係）

鈴　　第　　号
年　　月　　日

通級指導変更届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立　　　　学校
校長

下記のとおり通級による指導の内容等に変更がありましたので届け出ます。

記

１　通級による指導の内容を変更する児童生徒の状況等

	児童生徒名前			
／	生年月日	年　月　日生	学年	
	児童生徒住所	〒　－　鈴鹿市		
	保護者名前			
／	教育相談実施日	年　月　日		

→変更した部分に○印

２　通級による指導を行う学校等

／	通級による指導を行う学校	鈴鹿市立　　学校	校長名	
／	通級指導教室の種類	通級指導教室		
／	開始年月日	年　月　日		
／	終了年月日	年　月　日		
	交通手段等（自校通級の場合は記入不要）	交通手段		
		片道所要時間	約　時間　分	

→変更した部分に○印

※往路と復路で交通手段又は所要時間が異なる場合は、その旨が分かるように記載すること。
※表面、裏面ともに、変更箇所のみの記入ではなく、全ての欄を記入すること。

（裏）

3　特別の教育課程の編成状況　　　　　　　　　　　　　　　＿＿＿年度

（1）年間授業時数

（変更の有無　　有　・　無　→　いずれかに○印）

	教　科　・　領　域														通級	合計
教科等の名称																
年時数																

※「教科等の名称」には教科名（国語、社会、算数等）及び領域名（道徳、特別活動等）を記入すること。

※通級による指導により、教科及び領域の一部又は全部が欠ける場合は、その教科等の名称を○で囲むこと。

※「通級」の欄には、通級による指導の教育課程上の位置付け（自立活動等）を記入すること。

（2）通級による指導を受ける児童生徒の週時程表

（変更の有無　　有　・　無　→　いずれかに○印）

	時刻	校時 ＼ 曜日	月	火	水	木	金
（例）	8:50～ 9:35	1	国語	算数	生活	国語	通（枠囲み）
	～	1					
	～	2					
	～	3					
	～	4					
	～	5					
	～	6					
	～						
	～						

※各曜日の校時割は実態に合わせて記入すること。

※通級による指導については、「通（枠囲み）」と記入すること。

第７号様式（第９条関係）

鈴　　第　　号

年　　月　　日

通級指導終了届出書

（宛先）鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立　　　　学校

校長

下記の児童生徒について、　　年　月　日をもって通級による指導を終了しましたので届け出ます。

記

児童生徒名前		保護者名前	
生　年　月　日	年　　月　　日生	学　年	
児童生徒住所	〒　　－　　　鈴鹿市		
通級による指導の実施校（該当する場合✓印）	鈴鹿市立　　　　学校		
通級指導教室の種類	通級指導教室		
当初設定した終了年月日	年　　月　　日		

附　則

この告示は、令和７年５月１日から施行する。

議案第２１９５号

学校運営協議会委員の任命について

学校運営協議会委員を次のように任命する。

令和７年４月２２日提出

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

学校運営協議会委員

（　別　紙　）

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第２項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和7年度　学校運営協議会委員名簿

（令和7年4月22日現在）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
学校名	名前（委員長）	名前（副委員長）	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前（校長）
平田野中	佐野　敏彦	矢田　清久	篠原　章矩	藤本　尚生	五十嵐　なぎ子	平子　哲子	橋爪　早苗	伊藤　理恵	宮崎　利香	－	辻井　康博
創徳中	南條　隆	橋本　克幸	阪田　八千代	豊田　博	五十嵐　博	水野　善之	齊藤　智子	東　亜希子	－	－	岡村　幸則
白鳥中	喜多村　芳行	野田　うた子	里見　力	野崎　晋	山本　勇人	小林　高人	西村　英	坂口　友紀	－	－	草川　哲郎
神戸中	兼丸　良政	是枝　德義	阿部　雅登	喜多川　知子	塚田　健司	奥田　こずえ	奥出　博之	白塚山　隆彦	船戸　弘美	－	市川　善浩
大木中	中嶋　範生	藤井　さゆり	橋本　武己	市川　秀樹	大野　ひさ子	杉本　五月	山中　泰成	藤田　恭江	小林　綾子	淺井　奈緒	山下　浩一
千代崎中	玉川登美男	吉田　里美	儀賀　吉和	山﨑　俊美	鈴木　裕子	田畑　雄二	清水　愛子	岡﨑　亮	－	－	樋口　智己
白子中	矢頭　敏明	岩本　維久子	水野　克則	橋本　洋司	小林　文雄	鈴木　誠治	児玉　なほ子	栗原　直子	大岩　宣之	亀田　京子	三浦　洋子
鼓ヶ浦中	森川　洋行	田中　さやか	髙橋　洋二	谷　暁子	大杉　淳	川下　正一	今井　俊郎	南部　清高	喜田　正秋	吉川　達也	羽山　哉美
天栄中	城ノ口　典子	宮崎　一美	杉野　周二	稲垣　宗夫	渥美　親彦	舟橋　智恵子	分部　正仁	田口　竜太郎	久野　誠	岡田　満由美	山中　喜宏
鈴峰中	山本　信一	小川　真司	市川　春美	古川　ひろみ	名村　吉子	辻本　双美	松井　優子	髙野　栄子	杉山　保夫	大西　慎悟	池畑　直哉
国　府	岸　俊子	宮崎　由美子	打田　重美	水野　克喜	尾崎　紗恵子	橋本　研一	平子　哲子	宮崎　瑞穂	南部　美智子	－	伊藤　佳代子
庄　野	萩　享	加藤　清文	仲村　浩二	宮崎　利香	小倉　由華	梶　了基	荻須　庄太郎	片岡　ひとみ	江口　利香	－	田中　保子
加佐登	島田　恒次	岡本　英宏	江藤　久生	江藤　明美	佐藤　美佐	小林　高人	村上　裕子	黒田　直也	西村　浩一	－	津田　智康
牧　田	弓削　弘嗣	前川　智子	山中　あかり	佐合　勇哉	宗野　哲人	上村　さゆり	谷本　教久	佐野　寛	－	－	飯尾　征博
清　和	三関　一成	山本　展久	磯部　和生	杉山　榮一	五十嵐　なぎ子	宇圓田　有香	北村　綱為	中岡　瑠美子	中川　久美子	鎌田　美智子	小倉　整
石薬師	田中　成美	市川　佳奈	鎌倉　めぐみ	小原　敏久	鈴木　直之	鈴木　美幸	實義　幹夫	山口　智子	中川　亨	桑原　里美	元水　伸美
白　子	橋田　つかさ	岡田　翔太	服部　亨	森井　貴光	山中　晃	喜田　園子	内山　安司	永田　みちよ	茂理　幹人	池口　正一	奥山　充人
鼓ヶ浦	和田　宏史	佐野　隆夫	内田　信也	谷川　かず子	巻　重雄	福井　ひとみ	伊藤　有利恵	狸塚　万記子	－	－	石井　孝史
旭が丘	橋本　洋司	児玉　なほ子	東口　裕子	小川　明彦	兵連　恒夫	中瀬古　光幸	酒井　綾子	小林　加奈	岡崎　恵子	上村　勉	楠田　謙治
桜　島	定金　千佳	栗原　直子	豊田　靖	林　和枝	稲垣　真吾	駒形　京子	北島　舞衣	水野　克則	小川　友佳子	－	大井　るみ
愛　宕	大橋　高庸	松村　珠美	佐野　康典	東　謙二	小中　寿郎	湯本　佳光	石井　聖一郎	米川　小百合	山下　香織	横田　憲治	松岡　智香
稲　生	樋口　延枝	小林　文雄	水谷　忍	飯野　光治	鈴木　正	鈴木　圭子	下村　郁子	村山　昌子	鈴木　美帆	辻岡　直樹	長谷川　浩
飯　野	新原　正登志	松田　敬子	大久保　幸徳	別所　公代	古市　博信	富永　千明	藤田　真季子	大野　こずえ	東　亜希子	－	長谷　基弘
明　生	高井　努	杉田　暁博	喜早　寛	菅谷　信之	門平　宏	後藤　さおり	尾崎　明美	石井　奈津美	間崎　裕子	－	葛西　和巳
河　曲	松林　弘	遠藤　義光	原田　孝樹	兼丸　まり子	安村　美保子	是枝　德義	野田　栄一	山下　祐一	塩見　佳奈	米川　清香	大西　真人
一ノ宮	船戸　弘美	林　武繁	井上　哲雄	犬塚　一行	畔柳　千恵子	田中　基子	寺田　隆	豊田　亜弓	中山　志保	村川　真理	山田　晋司
長　太	加藤　元	横山　あかね	立松　彦一	濱田　善則	藤井　さゆり	森田　貢	橋本　武己	藤森　陽子	坂　友美	藤田　恭江	平子　琢也
箕　田	杉本　直哉	一尾　実香	廣田　雅美	宮崎　正雄	杉本　五月	杉本　幸孝	矢田　和香子	宮崎　哲郎	小林　綾子	福原　恭子	杉野　美佳
若　松	児島　功	三村　理恵	原田　吉次	六田　嘉郎	西城　薫	万代　圭子	西城　彰男	樋口　比呂麿	阿部　恵美子	浦川　雅弘	田辺　浩一
玉　垣	山崎　俊美	松山　覚	城ノ口　和幸	吉田　里美	山路　伸一	河原　早織	伊藤　賀文	藤田　満珠美	中川　明日香	中野　あけみ	西村　佳代子
神　戸	橋本　和馬	中西　尚	福井　雅子	梅本　裕多加	瀬口　範子	加藤　貞子	杉谷　直俊	上谷　鉄木真	河尻　純平	阪田　美保	津田　由美子
合　川	分部　正仁	宮崎　奈緒子	國分　昭英	中尾　弘昌	中内　滋	三谷　香	伊藤　京子	渡辺　貞和	北出　直子	丹羽　史人	松浦　洋幸
天　名	宮崎　孝教	宮崎　惠美子	渥美　親彦	市川　文明	伊藤　行輝	宮崎　悦子	吉村　素子	牧野　祐一	杉本　祐樹	市川　千春	松本　博
栄	渡邊　正博	平尾　沙矢	上原　京世	松澤　佳津子	早川　久喜	中野　裕美子	田畑　博美	中條　正一	桐生　満	－	山中　勝
鈴　西	水野　典子	佐藤　章司	出口　義彦	窪田　保雄	村山　春樹	筒井　俊行	野田　うた子	舘　哲也	大平　典子	田中　伊世	三浦　靖樹
椿	三浦　照明	荒山　哲次	川森　浩	豊田　和幸	早川　待子	平野　なつみ	内山　周二	谷村　尚子	村部　英勝	舘　健太郎	磯部　亨
深伊沢	市川　春美	杉山　保夫	堤　好	石田　喜代子	松井　優子	森田　千峰	近藤　泰典	安田　拓生	近藤　雄一	－	山中　幾代
庄　内	古市　素朗	宮崎　英徳	古川　ひろみ	髙見　もと	萩　恵里香	岡田　久美	川北　幸男	古川　奈津美	市川　賢司	－	樋口　裕康
井田川	磯部　敏男	磯部　剛郎	里見　力	磯部　俊秀	佐藤　正宏	遠藤　喜久子	小林　将士	坂　洋子	匹田　みき	－	大西　依子
郡　山	前田　研介	大井　立美	谷　成史	松葉　純子	前川　まゆみ	川居　章	城ノ口　典子	鈴木　千裕	中森　亜由美	－	松岡　宏樹

令和7年4月　教育委員会　定例会

報　告　事　項

令和７年４月２２日

鈴鹿市教育委員会

【鈴鹿市】

端末整備・更新計画

	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	14,521	14,088	13,886	13,501	13,152
② 予備機を含む整備上限台数	16,699	16,201	15,968	15,526	15,124
③ 整備台数（予備機除く）	0	14,088	0	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの	0	14,088	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	100%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	0	2,095	0	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	0	2,095	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	14.87%	0%	0%	0%

※①～⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入している。

（端末の整備・更新計画の考え方）

本市では令和元年１０月１６日に契約し令和２年４月１日からレンタルを開始した端末 3,200 台と、GIGA スクール構想第１期にて令和２年７月２９日に契約、購入した 13,489 台を一括して令和７年度に更新する計画である。

なお、レンタルしている 3,200 台についてはレンタル契約の満了時に本市へ所有権を移転し、更新するまでの間は継続して利用する予定である。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

〇対象台数：16,689 台

〇処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託　：16,689 台

〇端末のデータの消去方法

・端末管理システムによる消去を実施した上で、実施できなかったものについて処分事業者へ委託する

〇スケジュール（予定）

令和８年４月　新規購入端末の使用開始、旧端末を予備機として可能な限り活用

令和９年度以降　順次処分

令和 11 年度以降　全台処分

〇その他特記事項

本市が GIGA１期で整備した端末の OS の更新期限は令和 11 年 6 月まででであり、耐用年数を過ぎた端末であっても、状態の良いものについては予備機等としての利用が可能であるため、OS の更新期限が到来する令和 11 年度に処分を行う予定である。

【鈴鹿市】

ネットワーク整備計画

１．必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（%）

本市において、文部科学省より令和６年４月「学校のネットワークの改善について（通知）」にて示された「学校規模に応じた当面の帯域の目安（当面の推奨帯域）」を満たす学校数は小学校30校中30校、中学校10校中10校で、総学校数に占める割合（%）は100%です。（本市が令和6年度に独自に実施したネットワーク速度調査により確認済）

２．必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

本市ではネットワークアセスメント（インターネット速度調査及びユーザ体感調査）を令和６年度に実施済みです。

今後も定期的に同様の調査を実施し、ネットワーク速度の維持・改善に努めます。

（2）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

１．で示した通り、本市の小中学校においては必要なネットワーク速度は確保できているため、現状では改善の必要はありません。

今後は、機器の耐用年数等を勘案しながら適宜補修・入替等を実施し、ネットワーク環境の維持に努めます。

（3）ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

本市が実施したネットワークアセスメントにより、各学校のインターネット速度については大きな課題はありませんでした。一方で、ユーザの体感調査においては「ネットワーク速度が遅いと感じる」という意見が一部の教職員から寄せられました。そのうち、ネットワーク機器等が主な原因となるものについては、保守運用事業者と連携して機器の点検・交換を実施しました。

今後もユーザの体感調査を定期的に実施することにより、課題の発見と改善に適宜取組みます。

【鈴鹿市】

校務DX計画

1．はじめに

本計画では、文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」の提言や「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」を参考に、鈴鹿市における校務DXの現状を分析し、今後の推進に向けた具体的な施策を提示します。

なお、本計画はあくまで現時点での計画であり、今後の社会情勢や技術革新、国や県の動向、本市の財政状況等、様々な要因により変更となる可能性があります。常に最新の情報を収集し、柔軟に対応しながら、校務DXの推進に取り組んでまいります。

2．本市の課題

（1）クラウドツールの活用が不十分

クラウドサービスを活用した情報共有や業務効率化が進んでいない。

（2）FAXでのやり取り・押印

依然としてFAXや押印による書類のやり取りが多く、ペーパーレス化が進んでいない。

3．目標

（1）教員の業務負担軽減

事務作業の自動化・効率化により、教員がより多くの時間を教育活動に集中できる環境を実現する。

（2）ペーパーレス化の推進

紙の書類の削減により、情報共有の効率化と環境負荷の低減を図る。

4．推進策

4．１ クラウドツールの導入・活用促進

（1）既存のクラウドツールの利活用促進

現在も利用可能な汎用的なクラウドツール（Google Workspace）の各学校での利活用を促進し、業務効率化を進める。各学校の活用の推進に当たっては、教育指導課のICT担当指導主事が学校に対して伴走支援を行う。

（具体的な利活用例）

・Google Chat、Google Classroomによる業務連絡の伝達

・職員会議や研修会における事前の意見集約

・業務内容のシェア

（2）クラウド型校務支援システムの導入

クラウド型校務支援システムを導入することで、教職員が教育データに基づいた的確な指導を行えるようにするとともに、教職員が子どもに向き合う時間を増加させ、児童生徒の個別最適な学びを実現させる。

校務支援システムと連携できる保護者連絡システムを同時に導入することで、保護者の利便性を高めるとともに、教職員の業務効率化を図る。

クラウド型のメリットを生かし、各種クラウドサービスとの連携機能の活用を進める。

（３）クラウド型採点システムの導入

クラウド型の採点システム中学校10校に導入することで、教職員の採点業務を軽減するとともに、テスト結果を即時にデータ化し、学習改善、指導改善に生かす。

４．２　FAXでのやり取り・押印の見直し・ペーパーレス化

（１）FAXでのやり取りの原則廃止

教育委員会と学校間での業務において、FAXの使用を原則廃止し、クラウドサービスへの移行を順次進める。

（２）保護者との連絡手段のデジタル化

保護者連絡システムの導入により、教育委員会や学校から保護者への連絡をペーパーレス化するとともに、欠席連絡をデジタル化することにより、保護者の利便性を高め、教職員の業務負担を減らす。

（３）提出書類等の押印の見直し、デジタル化

保護者から学校に提出する書類への不必要な押印、学校から教育委員会に提出する書類への不必要な押印を見直すとともに、出来るところからデジタル化を進める。

５．スケジュール

		2024年度	2025年度	2026年度
４．１クラウドツールの導入・活用促進	（１）既存のクラウドツールの利活用促進	利活用促進の呼びかけ	各学校での取組の伴走支援	利活用が進む学校の取組を横展開
	（２）クラウド型校務支援システムの導入	システム導入･運用開始	システムの安定稼働、各種連携の強化	システムの安定稼働、各種連携の強化
	（３）クラウド型採点システムの導入	予算要求	システム導入、利活用開始	活用の推進、利活用に向けたデータ蓄積
４．２FAXでのやり取り・押印の見直し・ペーパーレス化	（１）FAXでのやり取りの原則廃止	教育委員会と学校間でのFAX利用の状況調査	FAX利用の見直しと移行策の検討および実施	FAX利用の原則廃止
	（２）保護者との連絡手段のデジタル化	保護者連絡システムの導入･運用開始	自治体連絡のデジタル化、学校からのお便りのデジタル化	ペーパレス化の推進
	（３）提出書類等の押印の見直し、デジタル化	教育委員会と学校間での押印の状況調査	押印廃止に向けた規約改正の手続き等の実施	不要な押印の廃止

【鈴鹿市】
１人１台端末の利活用に係る計画

１．１人１台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

本市では「鈴鹿市総合計画２０３１」及び「鈴鹿市教育振興基本計画」において「確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成*（総合計画２０３１基本施策１２１、教育振興基本計画　施策の基本的方向）*」を目指しています。その施策の一部として、１人１台端末を始めとするICTの利活用を推進しています。

ICTを最大限に活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、学びの姿として「人々と協働し、主体的・能動的に学び続ける子どもたち」の実現を目指します。

２．GIGA第１期の総括

本市ではGIGA第１期において、端末活用による学びの実践に向けて、主に以下の取組を行いました。

（１）指導主事による学校訪問及び指導・助言

情報教育に特化した２名の指導主事が市内の全小中学校を訪問し、授業観察や情報教育担当者との個別面談を通じて、１人１台端末の利活用に係る指導・助言を行いました。

（２）教職員向け研修の充実

ICT活用指導力向上のための研修講座や、年度当初の新転任教職員向けの操作研修、利活用に向けた超初心者研修など、各種の教職員研修を実施しました。

（３）中学校区ごとの情報教育推進体制の構築

学期ごとに実施する情報教育担当者会において、中学校区ごとの分科会を開催し、中学校区内で情報共有や協働的な実践を行う体制を構築しました。

（４）情報教育に関するICTプロジェクト会議の開催

教育委員会事務局と小中学校長代表で構成された会議を定期的に行い、市内における情報教育の方向性について協議しました。

これらの取組により、端末を授業改善のツールとして活用する学校が増え、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に資する事例も見られるようになりました。

一方、教職員のICT活用指導力に差が見られるようになり、二極化が始まっていることが主な課題となっています。

今後は二極化の解消に向けて、ICTの活用に不安のある教職員向けの研修のさらなる充実や、学校訪問により各学校のICT活用に係る困り感の把握、情報教育担当者等と連携したサポート体制づくり等を進めていきます。

３．１人１台端末の利活用方策

本市では、文部科学省が示す「教育DXに係る当面のKPI」を踏まえ、以下のとおり１人１台端末の利活用を推進します。

（１）１人１台端末の積極的活用

〈当面のKPI：１人１台端末を週３回以上活用する学校の率（目標値：小中ともに令和6年度までに100%）〉

令和６年度の全国学力・学習状況調査の学校質問調査では、小学校が96.7%（ほぼ毎日：80.0%、週３回以上：16.7%）で、中学校が100%（ほぼ毎日：50.0%、週３回以上：50.0%）でした。本市ではこの目標をほぼ達成していると言えます。

今後は、端末の活用を前提とした授業改善をさらに推進するため、教員を対象とした特設サイトで定期的に情報提供や活用事例の発信を行うことで、さらなる日常的な端末活用を推進していきます。

（２）個別最適・協働的な学びの充実

〈当面のKPI：児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面において１人１台端末を週３回以上使用させている学校の率（目標値：小中ともに令和8年度までに80%）〉

令和６年度の全国学力・学習状況調査の学校質問調査では、小学校が53.3%（ほぼ毎日：13.3%、週３回以上：40.0%）、中学校が40.0%（ほぼ毎日：10.0%、週３回以上：30.0%）でした。本市の現状値は全国平均を上回ってはいるものの、より改善が必要な項目となっています。

今後は、以下のような指導主事による学校への個別の支援や、学校と教育委員会事務局が連携した授業改善を推進します。

「学校への個別の支援」

- １人１台端末の活用が個別最適・協働的な学びの充実につながっていない学校に対して、個別の支援を行います。
- 教員が授業改善のツールとして、１人１台端末を活用することで、実践的な指導力を身に付けることができます。

「学校と教育委員会事務局が連携した授業改善」

- １人１台端末を活用した子ども主体の授業づくりを学校と教育委員会事務局が協働して行います。
- 優れた授業事例について市内に横展開していくことで、市内全体の端末活用の質の向上を図ります。

（３）学びの保障

〈当面のKPI：希望する不登校児童生徒へ端末を活用した授業への参加・視聴の機会を提供している学校の率（目標値令和8年度までに100%）〉

このKPIについては、これまでの国の調査においては調査されておらず、現状値は不明となっています。

本市ではこのことについて、以下の取組を推進します。

- 希望する不登校児童生徒についてはGoogle Meetを活用し、遠隔での授業参加・視聴ができるようにします。

・また、Google Classroomのチャット機能で自分の思いを伝えたり、質問をしたりして学びを深めることや、課題の提出等を可能とします。

〈当面のKPI：外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に端末を活用している学校の率（目標値令和8年度までに100％）〉

こちらについても、これまでの国の調査においては調査されておらず、現状値は不明となっています。

本市ではこのことについて、以下の取組を推進します。

・外国籍児童生徒の指導に当たってはGoogle翻訳等の翻訳ツールの活用を推進します。

・学習支援のために教師が翻訳ツールを利用するだけではなく、児童生徒自身が学習において翻訳ツールを使いこなせるよう、支援・指導を行います。

令和６年度　学校における働き方改革の推進状況について

１　令和６年度鈴鹿市内小中学校の目標

○成果指標の目標値

・月４５時間を超える時間外職員の年間延べ人数（小中）を０人

・年間３６０時間を超える時間外職員を０人

・１人当たりの月平均時間外労働時間を３０時間以下

・１人当たりの年平均休暇（年休・特休）取得を２３日

○活動指標の目標値

・定時退校日に定時に退校できた職員の割合‥‥９０％以上

・部活動休養日を実施した割合‥‥‥‥９５％以上

・会議時間の短縮‥‥‥‥７０％以上

（放課後に開催され 60 分以内に終了する会議の割合）

２　令和６年度の鈴鹿市内小中学校の結果

（１）時間外職員の年間延べ人数（小中）

	R6（～2 月）	R5	R5 年度比
月 80 時間超	127 人	214 人	59.3%
月 45 時間超	1341 人	1628 人	82.3%
年 360 時間超	322 人	362 人	88.9%

（２）時間外労働時間

	R6(～2 月）	R5	R5 年度比
小中学校	24.8 時間	26.0 時間	4.6%減
小学校	23.2 時間	23.6 時間	1.7%減
中学校	29.8 時間	33.0 時間	9.7%減

（３）休暇（年休・特休）取得

	R6(～2 月）	R5	R5 年度比
小中学校	20.10 日	23.57 日	3.47 日減
小学校	21.18 日	24.92 日	3.74 日減
中学校	18.03 日	22.23 日	4.20 日減

（４）統一した３項目の取組状況（上.下半期の結果より）

※（　）内はR5年度との比較

		小学校	中学校
定時退校日の設定	１年間に定時退校日を設定した日数の平均（日）	21.2日（▼6.2）	20.9日（▼6.8）
	定時退校日の定時に退校できた職員の割合（%）	86.7%（△12.2）	89.9%（△14.3）
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を実施した部活動の割合（%）		95.6%（▼1.2）
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均（回）	40.7回（△9.0）	45.9回（△0.4）
	60分以内に終了した会議の割合（%）	73.0%（△9.5）	61.9%（△7.3）

社会教育基本計画 2031　令和６年度～９年度

令和７年度 実行計画

社会教育の目指す姿 「人と文化を育み、心豊かに過ごしていること」

市民のニーズにあわせた生涯学習の推進

1 市民が生涯にわたり主体的に学習活動に取り組めるよう、学習情報や学習機会の提供をする。

①学官連携による専門的な学習事業に加え、外部(地域社会の人材)からの講師を招き、多彩なジャンルの講座を展開し、市民のニーズを探りながら、幅広く学習機会を提供する。
②20歳で構成する実行委員会の企画運営による「二十歳のつどい」を実施し、主体性を育む。
③社会教育関係団体を支援し、地域の学習環境の充実を図る。
④こどもたちを社会全体で心豊かに育む環境づくりを推進するため、放課後子ども教室･土曜体験学習を開校する。
⑤PTA 家庭教育学級や公民館の乳幼児教室等において、保護者同士の交流や、家庭教育の悩みなどを話し合う、訪問型ワークショップを実施する。

指標：市が主催する生涯学習事業への参加者数(年間)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	3,500 人	4,000 人	4,500 人	5,000 人
実績値				

公民館の充実と適切な管理運営

3 地域住民のニーズに応える様々な講座や教室、サークル活動を通じ、学びと交流の拠点として、地域の活性化に貢献する。

①こどもから高齢者まで、あらゆる世代が参加でき様々な講座や教室の充実を図る。
②地域住民が自主的に行うサークル活動や文化祭等の場を提供し、地域の活性化を図る。
③ニーズに合わせた公民館施設の役割やあり方を見直し、計画的な維持管理を進め、施設の長寿命化を図る。

指標：公民館などで行っている学習活動への参加者数(年間)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	279,000 人	279,000 人	279,000 人	279,000 人
実績値				

図書館等サービスによる読書活動の充実

2 市民が読書に魅力を感じ、知識や教養を深められるよう、貸出、複写、レファレンスといった図書館サービスの充実を図ります。

①図書館サービスに当たっては、利用者の課題解決の支援を図るため、次世代に継承する資料等、多様な情報資料を蓄積し、迅速な図書の照会や検索(レファレンス)を行う。
②多様化するニーズへの対応として、幅広くアンケートを実施し、意見集約した取組等により、図書館サービスの充実を図る。
③乳幼児（初めて本に触れる年代への本の紹介）から高齢者までのあらゆる年齢層、情報が不足する外国人、障がい者などへの来館可能となるサービスを充実させ、誰もが読書に親しめる場を提供する。
④図書館司書を通して学校図書館と連携し、若年層の読書離れを抑制する取組を行う。
⑤利用者の増加に向けて、デジタル技術を活用して図書館（江島分館含む）の利用案内や来館を促すイベント、展示などのＰＲのほか、利用環境の整備に向けた取組を進める。
⑥こどもの読書活動に当たっては、国・県が取り組む計画に合わせて、不読率の低減や、多様なこどもたちの読書機会の確保、こどもの視点に立った読書活動の推進等に取り組む。（対象年齢０歳～１８歳）
⑦家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で全てのこどもが読書活動の恩恵を受けられるようにするため、主体的な学びや読書への興味関心を促すための取り組みを展開する。

指標：図書貸出カード登録者の割合

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	24.2%	26.2%	28.2%	30.0%
実績値				

※指標と目標値は、「鈴鹿市総合計画 2031」と同じものを用いています。

文化財の調査と保存

4 適正な文化財保護につなげるため、文化財の指定、登録等の追加指定、環境整備の実施、保存に関する周知をする。

①文化財の指定、登録について所有者からの申請があった場合には、法令に沿って適正な調査等の手続きを行う。
②文化財所有者及び管理者との連携を図り、長期的な保存に向けた管理を進める。
③文化財の適切な保存のため、環境整備を行う。
④文化財の指定や保存のため、鈴鹿市文化財調査会をはじめとする専門性のある各種協議会等との連携を図る。
⑤史跡等の規模や構造を明らかにするための調査を行い、文化財の保存を図る。
⑥開発行為等に伴う市内遺跡の調査を行い、文化財の保存を図る。

指標：文化財の保護措置件数(年間)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	45件	46件	47件	48件
実績値				

文化財の公開と活用

5 文化財を地域のまちおこしや観光等に広く活用できるよう、文化財に触れる機会を創出する記念館、資料館、博物館等の公開及び啓発事業の充実を図る。

①各記念館･資料館や博物館で開催する企画展等について、魅力ある展示内容の充実を図る。
②考古博物館や隣接する歴史公園を活用し、こどもたちが参加できるイベントの開催を行う。
③来館者の増加を図るため、SNS などの多様な媒体を活用し、各記念館･資料館や考古博物館の情報発信を行う。
④市が保管する郷土資料のデータベース化作業を進め、資料の公開を行う。
⑤埋蔵文化財について、ウェブサイト上での情報発信を行い、広く市民が利用しやすい環境整備を図る。

指標：郷土資料･博物館資料等公開施設の来館者数及び啓発事業などへの参加者数(年間)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
目標値	24,700 人	28,400 人	32,000 人	32,500 人
実績値				

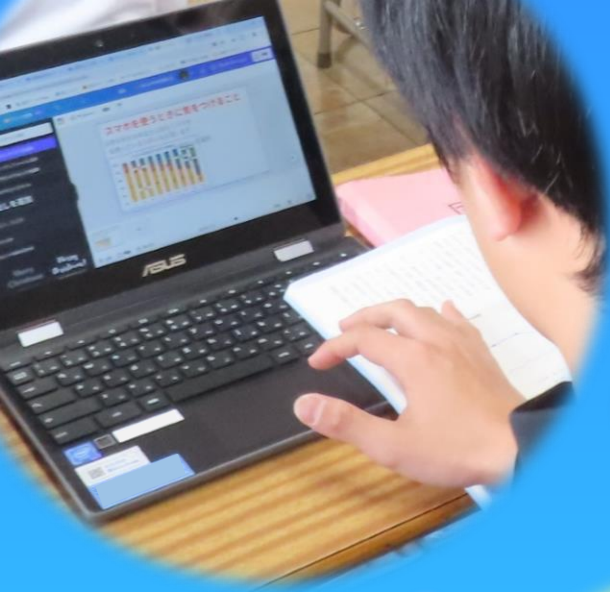

令和7年度　実行計画

鈴鹿市教育振興基本計画

鈴鹿市／鈴鹿市教育委員会

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　取組内容一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

３　取組内容

【１　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成】

（１）　1－1　学力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）　1－2　教育ＤＸの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（３）　1－3　英語教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（４）　1－4　読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（５）　1－5　就学前からの一貫した学びの充実・・・・・・・・・ 7
（６）　1－6　キャリア教育及び主権者教育・・・・・・・・・・・ 8
（７）　1－7　自ら学ぶ子どもの育成・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【２　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成】

（８）　2－1　不登校対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（９）　2－2　いじめ防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（１０）　2－3　生徒指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（１１）　2－4　人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（１２）　2－5　特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（１３）　2－6　日本語教育及び多文化共生教育・・・・・・・・・・ 15
（１４）　2－7　道徳教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【３　心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成】

（１５）　3－1　心身の健康と食に関する教育・・・・・・・・・・・ 17
（１６）　3－2　文化・芸術活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（１７）　3－3　安全・安心で安定的な学校給食の提供・・・・・・・ 19

【４　家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進】

（１８）　4－1　休日の部活動地域移行・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（１９）　4－2　地域とともにある学校づくり・・・・・・・・・・・ 21
（２０）　4－3　安全・安心の学校づくり・・・・・・・・・・・・・ 22
（２１）　4－4　郷土教育及び環境教育・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【５　学校環境の整備・充実】

（２２）　5－1　学校規模の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（２３）　5－2　施設等の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

１　はじめに

（１）実行計画

　教育基本法第１７条第２項の規定に基づき、令和６年度から令和９年度までを計画期間とする教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、鈴鹿市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を令和６年４月に策定しました。この基本計画では、「めざす子どもの姿」を実現させるため、基本理念のもと３つの基本目標を設定し、その目標の具現化のために、こどもと地域のあるべき姿として、５つの施策の基本的方向を設定しています。

　基本計画の実行計画は、５つの施策の基本的方向の下、実施される各基本事業の取組に係る単年度の行動計画をまとめたものです。

（２）基本計画の進行管理

　基本計画を効果的に推進し、継続的な改善を図るために、「めざす姿」と活動指標（または成果指標）を設定し、計画・実行・確認・改善のサイクルを繰り返しながら、事業の振り返りや見直しを図り、より実効性が担保できるようにします。具体的には、実行計画に沿った活動結果を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」に基づき、進行管理を行い、学識経験者による評価を経て市議会や市民へ公表します。

ＰＤＣＡサイクル

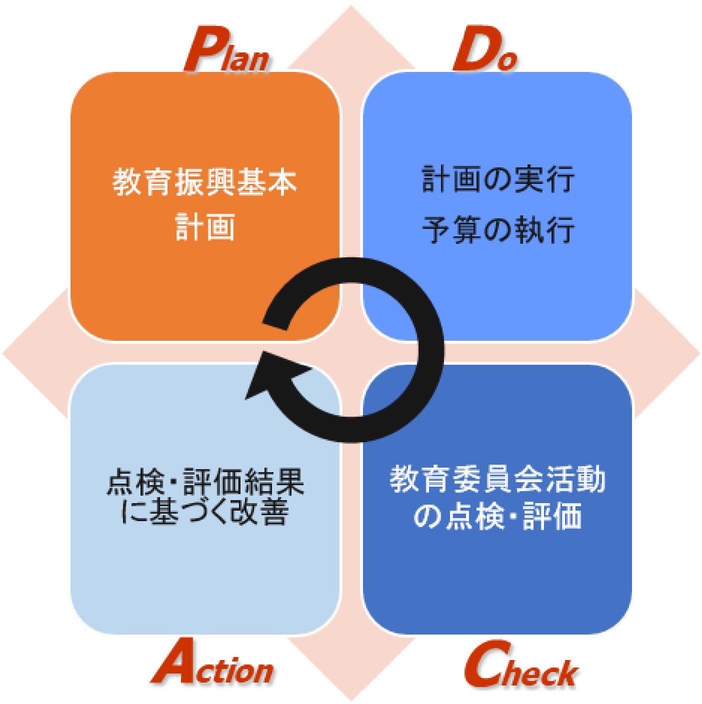

2　取組内容一覧

No.	基本事業	取組内容	指標	策定時（※1）	昨年度実績値	今年度目標値（※2）	最終目標値	担当課
1	1-1　学力向上	①「授業力ＵＰ５★」を活用した授業改善　②ＩＣＴを活用した学びの促進 ③読解力の育成に向けた取組　④学力向上プロジェクト会議を通した市内共通取組の推進	全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合【全国学力・学習状況調査】	小学校　99.5% 中学校　93.5%	小学校　99.9% 中学校　96.8%	小学校　99.9% 【前年度】99.8% 中学校　97.8% 【前年度】96.8%	小学校100%以上 中学校100%以上	教育指導課
2	1-2　教育ＤＸの推進	①情報活用能力の育成　②情報モラル教育の充実 ③ＩＣＴ活用推進プロジェクト会議による組織的推進体制の構築	「授業でＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を、どの程度使用したか」という問いに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	31.0%	29.2%	52.8% 【前年度】65.5%	100.0%	教育指導課 教育支援課 教育政策課
3	1-3　英語教育	①「ＣＡＮ－ＤＯリスト」を踏まえた英語教育の推進　②ＩＣＴを活用した新たな学びの創造 ③外国語指導助手の活用	中学校卒業段階でＣＥＦＲのＡ１レベル相当（英検３級など）以上を達成した中学生の割合【英語教育実施状況調査】	26.5%	39.4%	43.0% 【前年度】38.3%	50.0%	教育指導課
4	1-4　読書活動	①不読率の低減　②デジタル社会に対応した読書環境の整備 ③多様なこどもたちの読書機会の確保　④こどもの視点に立った読書活動の推進 ⑤鈴鹿市立図書館との連携	「読書は好きか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】【R6年度は独自調査にて把握】	小学校　69.7% 中学校　61.1%	小学校　62.6% 中学校　58.2%	小学校　65.4% 【前年度】70.4% 中学校　60.5% 【前年度】63.1%	小学校　71.0% 中学校　65.0%	教育指導課
5	1-5　就学前からの一貫した学びの充実	①円滑な接続のための連携の強化　②こどもたち同士の交流の促進　③小中一貫教育の実践 ④教職員同士の交流や研修体制づくりの推進　⑤幼稚園・保育所の連携	「近隣等の校種の違う学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったか」という問いに「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した学校の割合【学校質問紙】	80.0%	80.0%	82.5% 【前年度】85.0%	87.5%	教育指導課
6	1-6　キャリア教育及び主権者教育	①キャリア教育の充実　②主権者教育の充実	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	72.1%	81.5%	76.1%	80.0%	教育指導課 教育支援課
7	1-7　自ら学ぶ子どもの育成	①こどもが自ら学ぼうとする学習の創造	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	78.1%	85.7%	87.2% 【前年度】84.1%	90.0%	教育指導課
8	2-1　不登校対策	①学校支援体制の充実　②安心できる学び場づくり ③教育支援センターの運営　④関係機関との連携	全国の長期欠席人数の割合を100とした時の鈴鹿市の長期欠席人数の割合の値【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】	122	120	113 【前年度】115	100未満	教育支援課
9	2-2　いじめ防止対策	①いじめ防止の推進　②早期発見、早期対応　③相談体制の充実	「いじめをしない・させないよう、友だちとともに考え、行動しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	88.0%	88.4%	90.5%	93.0%	教育支援課
10	2-3　生徒指導	①組織的な生徒指導体制づくり　②児童生徒による主体的な取組　③関係機関などとの連携	「学校やクラスのルールやきまりを理解し守ることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	92.8%	92.0%	93.3% 【前年度】94.4%	96.0%	教育支援課
11	2-4　人権教育	①学校・園における人権教育の推進　②鈴鹿市人権教育センターを拠点とした人権教育の推進	「差別をなくすために何かできることをしたいか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	90.7%	91.1%	92.5%	94.0%	教育支援課
12	2-5　特別支援教育	①途切れのない支援体制の充実　②通級による指導の充実 ③特別支援教育プロジェクト会議による方向性の検討　④特別支援学校や関係機関と連携した教育	全児童生徒において、個別の指導計画を作成している児童生徒の割合【三重県独自調査】	7.3%	15.3%	12.0% 【前年度】9.7%	12.0%	教育指導課
13	2-6　日本語教育及び多文化共生教育	①日本語教育支援体制の充実　②一人ひとりに応じた適応支援 ③多文化共生に関わる授業づくり　④外国人児童生徒の就学支援・キャリア教育の充実	「多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	84.5%	85.1%	87.4%	90.0%	教育支援課
14	2-7　道徳教育	①道徳科の授業改善 ②学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	82.6%	89.6%	89.6% 【前年度】84.8%	87.0%	教育指導課
15	3-1　心身の健康と食に関する教育	①日常的な体育活動の推進　②健康課題を解決するための取組の推進　③食育の推進	運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】	86.4%	87.2%	88.2%	90.0%	教育指導課 学校教育課
16	3-2　文化・芸術活動	①芸術活動の推進　②「未来応援人」の活用推進　③ＩＣＴを活用した文化・芸術教育の充実	「未来応援人」を活用した学校の割合	67.5%	80.0%	82.5%	85.0%	教育指導課
17	3-3　安全・安心で安定的な学校給食の提供	①安全・安心な学校給食の提供　②給食調理施設・設備の適切な維持管理等の推進 ③学校給食を通じた地域貢献と食への関心の醸成	中学校給食における副菜の残菜率	11.6%	9.1%	8.7% 【前年度】9.8%	8.0%	教育総務課
18	4-1　休日の部活動地域移行	①地域移行に向けた調査研究　②モデル事業の実施　③体制の構築	休日の部活動地域移行実施率（全部活動のうち、休日の移行ができた部活動の割合）【独自調査】	0%	35.6%	100.0% 【前年度】97.5%	100.0%	教育指導課
19	4-2　地域とともにある学校づくり	①「協働型」コミュニティ・スクールの活性化　②コミュニティ・スクールの推進 ③地域とともにある学校づくり	「学校と地域が連携した取組が行われているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した保護者の割合【学校アンケート（保護者）】	86.3%	84.6%	87.4% 【前年度】89.6%	93.0%	教育支援課
20	4-3　安全・安心の学校づくり	①交通安全、防犯、防災・減災教育の充実　②家庭、地域及び関係機関などと連携した安全確保の推進 ③通学路の安全確保	「危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】	93.1%	92.9%	94.5%	96.0%	教育支援課 教育指導課
21	4-4　郷土教育及び環境教育	①地域人材や社会教育施設等を活用した地域学習 ②地域教材の開発と活用	「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】	51.2%	59.8%	63.2% 【前年度】60.6%	70.0%	教育指導課
22	5-1　学校規模の適正化	①学校規模適正化・適正配置の検討　②学校再編計画の策定 ③小中一貫教育に適した学校施設の在り方の検討	再編計画の策定数	1	1	1	2	教育政策課
23	5-2　施設等の環境整備	①学校施設等の整備と適切な維持管理　②屋内運動場の空調設備の設置推進 ③トイレの洋式化の推進	屋内運動場に空調設備を設置した学校の割合	7.5%	52.5%	100.0%	100.0%	教育政策課 教育総務課

（※1）策定時として表記している数値は、基本計画策定時における【現状値】を示しております。

（※2）【前年度】として青色で表記している数値は、令和6年度実行計画における【令和7年度目標値】を示しております。

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－1　学力向上
指標	全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合【全国学力・学習状況調査】

1　指標の目標等

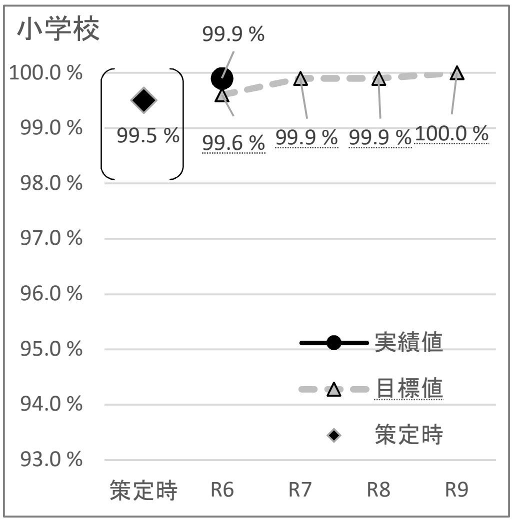

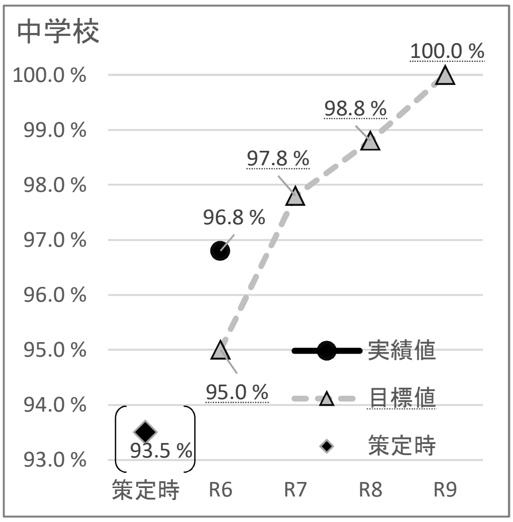

策定時	
小学校	99.5%
中学校	93.5%
昨年度実績値	
小学校	99.9%
中学校	96.8%
今年度目標値	
小学校	**99.9%**
中学校	**97.8%**
最終目標値	
小学校	100%以上
中学校	100%以上

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●児童生徒の１人１台端末の活用を促進し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図るために見直しを行った「授業力UP５★ver.2」を取り入れた授業改善の取組を一層推進します。「授業力UP5★ver.2」の活用を広く促すために、各研修会等において指導主事が具体的な実践例を示しながら指導や助言を行い、教員の指導力向上を支援します。

●指導教諭等による授業実践を行い、めざす授業の具現化を図る研修会を開催します。

●こどもたちの読解力・表現力・思考力等を育成するために、学校図書館を活用した授業実践を市内の全小中学校に展開するとともに、「鈴鹿市中学生ビブリオバトル」を開催します。

●読解力の向上を図るために、継続して「読解力向上ワークシート」（「読む・書くワークシート」及び「よむＹＯＭＵワークシート」）に市全体で取り組みます。各校の実態に応じた効果的な活用を可能とするため「読む・書くワークシート」の内容を見直し、より実践的な教材を作成します。また、活用事例や指導のポイントを共有できる特設サイトをリニューアルし、より活用しやすい環境を整備します。

●こどもの学びの保障の観点から、児童生徒の学校や家庭における学習e-ポータルの活用を促進します。

●プロジェクト会議で学力向上に係る協議を行い、その方針に基づき、ICTを活用した授業改善を一層推進し、市全体の学力向上を図ります。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は小学校99.9%、中学校96.8%であったため、2027年度の目標値100%以上に向け、小学校は現状以上、中学校は年間約１ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12102	教育研究推進支援事業
12104	学力向上支援事業
12106	小学校教育推進事業
12108	中学校教育推進事業

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－2　教育DXの推進
指標	「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用したか」という問いに「ほぼ毎日」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1　指標の目標等

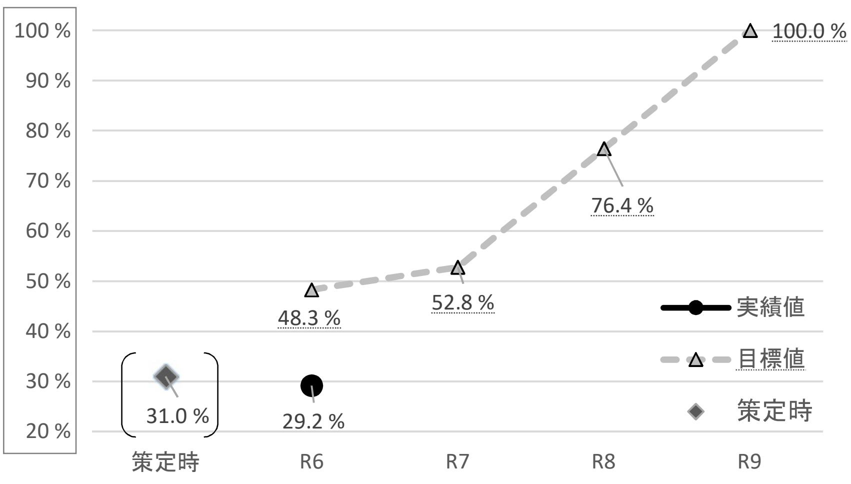

策定時
31.0%
昨年度実績値
29.2%
今年度目標値
52.8%
最終目標値
100.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●指導主事が各小中学校を訪問し、情報教育推進担当者や研修主任、学力向上担当者、指導教諭等と端末を活用した授業改善等に係る情報交換を行うとともに、端末活用率などの状況に応じた校内研修等の支援を行います。

●端末を活用した授業を指導教諭等と指導主事が共に作り、市内に公開することで好事例を発信します。

●国及び県の事業を活用し、端末及びクラウドを活用した授業改善及び校務DXを横展開します。

●「鈴鹿市版 情報活用能力体系表」に基づき、「情報」の系統的なカリキュラム作成を行います。

●ICT活用指導力を高めることを目的に、教職員のニーズに応じた定期的な研修講座の開催及び先進自治体への視察を推進します。

●授業での端末活用につながるよう、端末持ち帰りによる家庭学習の質を高めます。

●端末を活用した授業改善及び学力向上に資する組織的な取組を推進するために、中学校区の情報教育推進担当者や研修主任、学力向上担当者、指導教諭等が連携する担当者会を実施します。

●小中学生のインターネット上でのトラブルを未然に防ぐために、出前講座を実施し、情報モラル教育の推進を図ります。また、各学校において、教育課程全体を通じて未然防止に取り組むことができるように、教材等の提供を行います。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は29.2%であったため、2027年度の目標値100%に向け、年間23.6ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12104	学力向上支援事業
12151	教育情報化推進事業

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－3　英語教育
指標	中学校卒業段階でＣＥＦＲ（セファール） のＡ１レベル相当（英検３級など）以上を達成した中学生の割合【英語教育実施状況調査】

1　指標の目標等

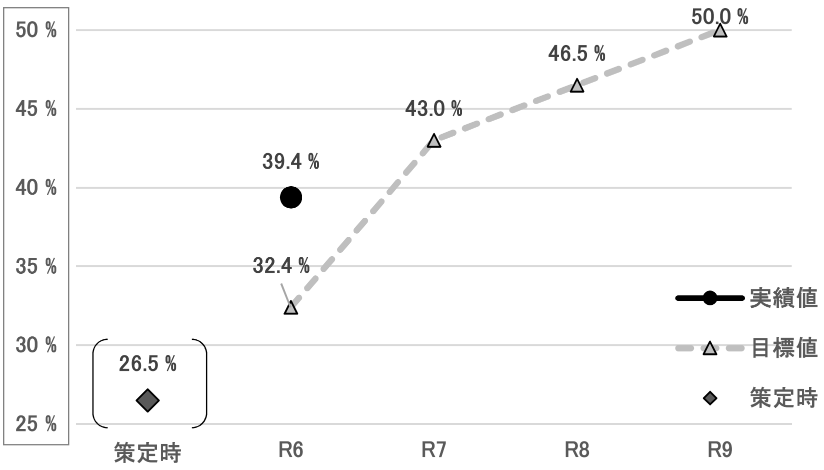

策定時
26.5%
昨年度実績値
39.4%
今年度目標値
43.0%
最終目標値
50.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」の４技能５領域の力を総合的に育成するために、言語活動を充実させた授業改善に係る実践研修（授業公開や研修講座等）を行います。

●「英語によるコミュニケーション」中心の学習を行うため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を効果的に活用し、即興で伝え合う活動を充実させた授業を実践します。また、児童生徒に「生きた英語」を提供するために、授業外でも日常的に交流する機会を確保します。

●言語活動を充実させた授業づくりに向け、従来の紙の教科書に加え、学習者用デジタル教科書やMEXCBT（メクビット：文部科学省CBTシステム）を活用します。

●英語教育の充実に向けた授業改善を推進するため、「英語教育担当者会」を活用し、小中連携に係る中学校区ごとの先進的な取組や授業公開における好事例などを発信します。

●2026年度開校予定の天栄小学校における、小学校低学年からの実践的な英語学習の推進をめざし、天栄中学校区において国際化教育指導員を活用し、日常的に英語に触れる機会を創出します。

●生徒の英語学習の成果の確認や目標設定など、英語学習の動機付けを図り、さらなる生徒の英語力向上をめざすため、中学校における外部試験を実施します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は39.4%であったため、2027年度の目標値50.0%に向け、年間約3.5ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12101	国際化教育推進事業

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－4　読書活動
指標	「読書は好きか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】【R6年度は独自調査にて把握】

1　指標の目標等

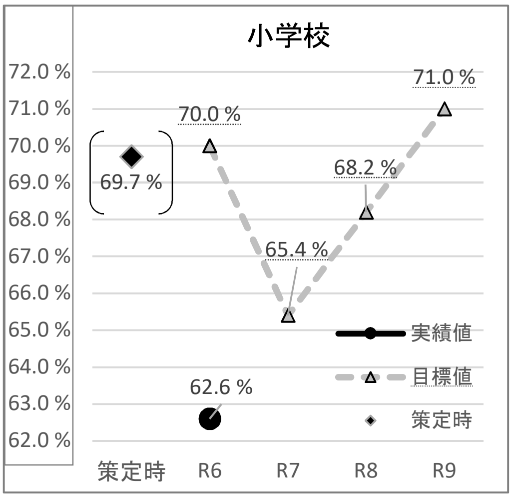

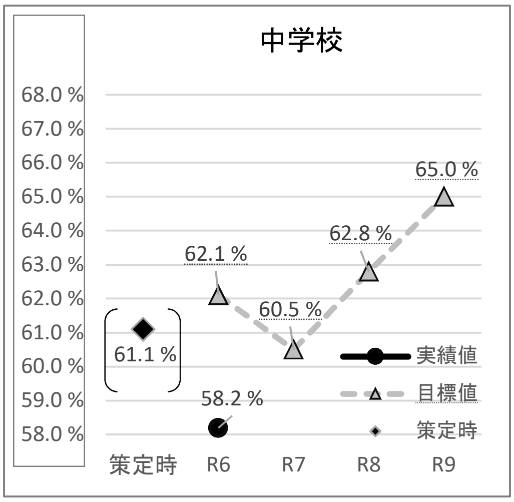

策定時	
小学校	69.7%
中学校	61.1%
昨年度実績値	
小学校	62.6%
中学校	58.2%
今年度目標値	
小学校	**65.4%**
中学校	**60.5%**
最終目標値	
小学校	71.0%
中学校	65.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●学校図書館巡回指導員を引き続き学級数に応じて派遣し、中学校区で読書活動が推進するよう、こどもたちが学校図書館に行きたいと思える環境整備をさらに進めます。児童生徒の読書意欲の向上を図るために、オリエンテーションの充実やイベント、ブックトークを行います。

●中学校では、電子書籍の活用が促進されるよう、こどもたちが興味を示すコンテンツや多言語図書などを導入するとともに、活用事例を発信します。

●昨年度初めて開催した「鈴鹿市中学生ビブリオバトル」を今年度も開催し、中学生が本に興味を持つことで、不読率の低減を図ります。

●こどもたちが図書館や本をより身近に感じられるよう、昨年度に引き続き、鈴鹿市立図書館と連携を図り、イベントを共催します。

●学校図書館担当者会を年間２回開催し、読書活動を計画的に推進するための学校図書館活用年間計画や運営計画を周知するとともに、各校が実践できる好事例を紹介し、担当者に取組の助言を行います。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は小学校62.6%、中学校58.2%であったため、2027年度の目標値に向け、小学校は年間2.8ポイント増、中学校は年間2.3ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12103	学校図書館巡回指導事業
12105	読書活動推進事業

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－5　就学前からの一貫した学びの充実
指標	「近隣等の校種の違う学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定等、教育課程に関する共通の取組を行ったか」という問いに「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した学校の割合【学校質問紙】

1　指標の目標等

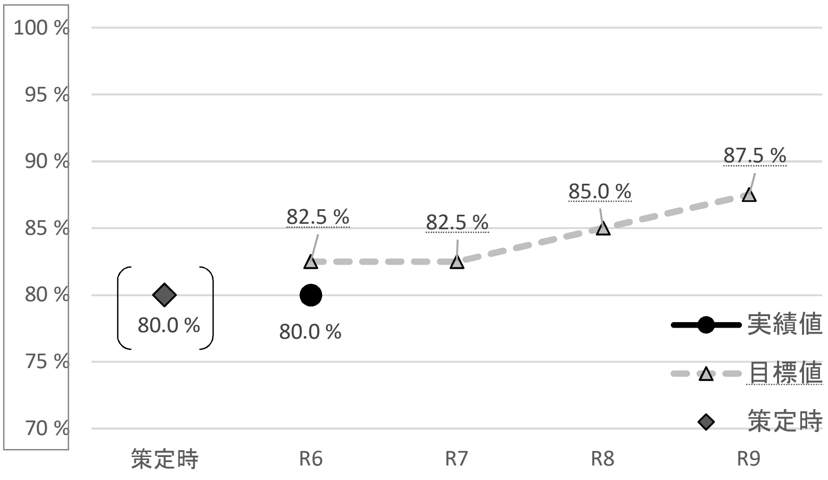

策定時
80.0%
昨年度実績値
80.0%
今年度目標値
82.5%
最終目標値
87.5%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●「鈴鹿市幼小中一貫教育ガイドライン」を基に、取組内容の段階等を確認しながら、中学校区を中心とした実践を進めます。

●各種研修会や会議等において、こどもの姿や課題の共有、教育課程の接続等に関わる取組を推進するため、中学校区を基本とした研修体制づくりを行います。

●幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「鈴鹿市版架け橋プログラム」を作成します。教員同士が連携の意識をもち、互いの授業や保育を見合ったり話し合ったりすることで、学びの連続性・一貫性について、共通理解を図ります。

●円滑な接続に向けた取組として、学校の実情に合わせ、一部教科担任制を小学校中学年まで拡大します。また、園児児童生徒の交流活動を行います。

●2026年度に開校する天栄小学校への円滑な接続を図るため、合川小学校、天名小学校、郡山小学校の３校児童交流及び３校の閉校式を実施します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は80.0%（32校）であったため、2027年度の目標値87.5%（35校）に向け、年間2.5ポイント（１校）増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12102	教育研究推進支援事業
12111	新たな小学校準備事業

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－6　キャリア教育及び主権者教育
指標	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1　指標の目標等

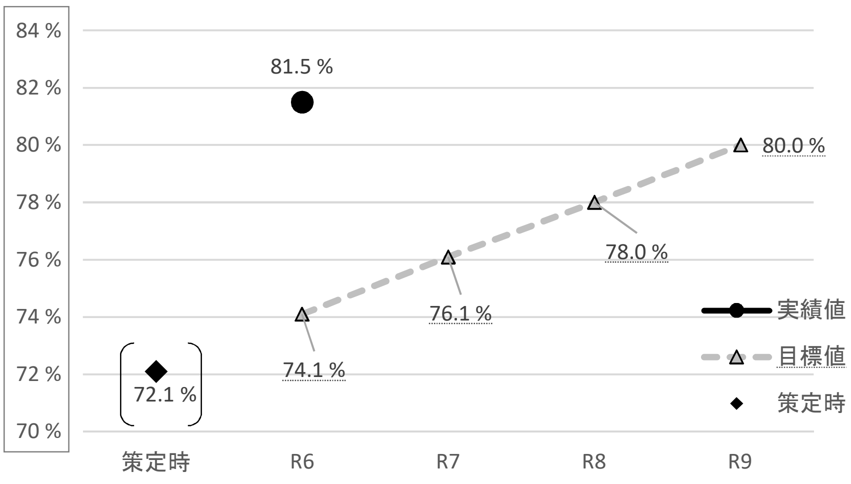

策定時
72.1%
昨年度実績値
81.5%
今年度目標値
76.1%
最終目標値
80.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●児童生徒自らの体験活動を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図るため、昨年度に引き続き、中学校では職場体験学習を全10校で実施するとともに、小中学校においては「未来応援人」等を活用した出前講座を実施します。
●将来の生き方を考える活動を通して、児童生徒一人ひとりのキャリア形成と自己実現を図るため、鈴鹿市版キャリアパスポートの活用を促進し、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につなげる活動に取り組みます。
●各中学校の生徒会が集まる生徒会研修会において、学校のルール作りや行事の企画・運営等の交流を通して、各校における自治活動の活性化を図ります。
●市政の仕組みや議会等の活動に関心を高める活動の充実を図るため、選挙管理委員会事務局や議会事務局等と連携し、こども議会や模擬選挙、議場見学等の体験活動を積極的に取り入れます。
●主権者教育の充実に向けて、市独自の教材の内容の見直しを図るとともに、児童生徒の端末から自由にアクセスすることができるよう、教材のデジタル化等のシステムを構築します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は81.5%で、2027年度の目標値を超える結果となったが、持続可能性には疑問があるため、計画策定時の2025年度目標値である76.1%と設定し、着実な実績向上をめざす。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12109	生徒指導活動等事業

施策の基本的方向	1　確かな学力を身に付け、グローバルな視点で主体的に未来を創る子どもの育成
基本事業	1－7　自ら学ぶ子どもの育成
指標	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたり（2024年度からは「新たな考え方に気付いたり」)することができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1　指標の目標等

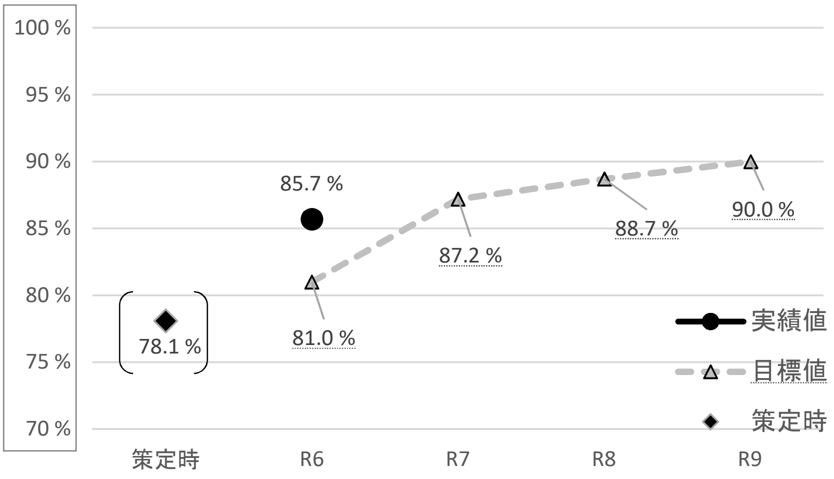

策定時
78.1%
昨年度実績値
85.7%
今年度目標値
87.2%
最終目標値
90.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●自ら学ぶこどもの育成に向けて、教員の授業観の転換を図るために、継続して各校園における校園内研修及びOJTの活性化や、学力向上支援員・指導主事・指導教諭による指導・助言等を行います。また、先進的に取り組んでいる市内小中学校が実施する、公開授業への参加を奨励します。

●中学校研修担当者会を定期的に開催し、中学校間の連携を深め、校内研修の活性化を図るとともに、各中学校区の小学校に対してもその取組の効果を共有します。

●市内外の先進的な取組について、研修講座、担当者会、教育指導課研究グループだより及び教委特設サイトを通じて、市内全教職員に発信します。

●教職員の資質・能力の向上をめざして、経験年数や職種に応じた研修及び今日的教育課題に対応した研修を継続して実施します。また、ICTを活用して、オンライン研修、ハイブリッド型研修、動画視聴型研修など、教職員が学びやすい環境を整えるとともに、研修での学びや意見を即時に参加者同士、講師と交流することができる新たな研修の在り方を模索します。

●鈴鹿市がめざす教育の在り方を研究協議するため、研究委託を行います。
　令和７年度発表校園（二年次）：飯野幼稚園、石薬師小学校、愛宕小学校、大木中学校
　令和８年度発表校　　（一年次）：桜島小学校、箕田小学校、鈴峰中学校

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は85.7%であったため、2027年度の目標値90.0%に向け、年間1.5ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12104	学力向上支援事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－1　不登校対策
指標	全国の長期欠席人数の割合を 100とした時の鈴鹿市の長期欠席人数の割合の値【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

1　指標の目標等

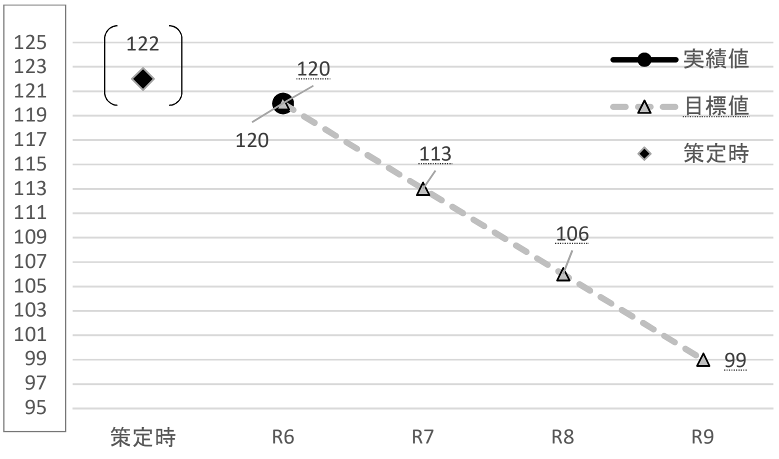

策定時
122
昨年度実績値
120
今年度目標値
113
最終目標値
100未満

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●不登校支援担当者会を開催するとともに、スクールライフサポーターや不登校対策教育支援員、不登校支援アドバイザーなどを学校に派遣し、学校における長期欠席支援を行います。
●長期欠席（不登校を含む）の未然防止及び個別の支援が必要と考えられる児童生徒への支援を行うため、市に教育支援センター「けやき教室・さつき教室」を、また、中学校に校内サポート教室を小学校に「ほっとルーム」を設置し、学校や自分のクラスに入りづらい児童生徒の多様な学びの場の確保と、ICTを活用するなど一人ひとりに応じた支援を行います。
●教職員の対応力向上を図るため、研修会等を計画的に実施します。
●不登校支援プロジェクト会議を開催し、学校現場の意見を取り入れることで効果的な不登校支援につなげます。
●不登校児童生徒理解のため、「こども支援シート」の活用を促進します。
●三重県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加するケース会議、支援会議を実施することで不登校支援にかかる早期対応や、アセスメントにもとづいた不登校支援の充実を図ります。
●民間のフリースクール等と連携を図り、どの関係機関ともつながっていない児童生徒の学びの保障に向けた取組を推進します。

◆今年度目標値の設定根拠

不登校支援や児童生徒の多様な学びの場の確保等を行い、2027年度の目標値100未満に向け、今年度は目標値を113と設定した。
※文科省の「児童生徒の問題行動登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を指標としている。毎年、調査結果は10月頃に発表されるが、発表される数値は前年度のものである。そのため、令和6年度発表の数値は、令和5年度の調査結果である。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12203	不登校対策推進事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	２－２　いじめ防止対策
指標	「いじめをしない・させないよう、友だちとともに考え、行動しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1　指標の目標等

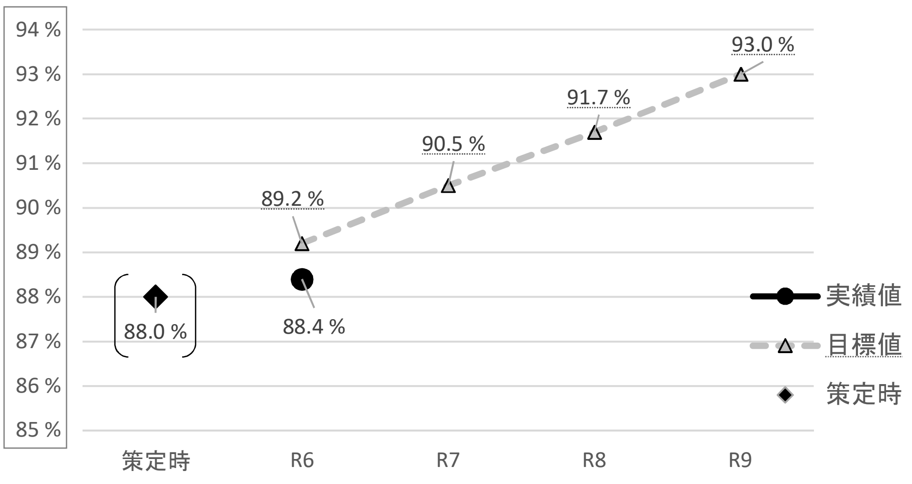

策定時	88.0%
昨年度実績値	88.4%
今年度目標値	**90.5%**
最終目標値	93.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童生徒の育成に取り組むとともに、ピンクシャツ運動など、こどもが主体となる人権を尊重する集団作りに取り組みます。

●教職員のいじめ問題への防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対して、その実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のため、研修会の充実を図ります。

●いじめ防止対策推進法や県、市及び学校のいじめ防止基本方針に基づき、未然防止や早期発見、いじめ事案発生時の組織的対応などの積極的な支援を行います。

●SNS等を介したインターネット上のいじめに関する対策の推進を図るため、教科等を横断した系統的な情報モラル教育を進めるとともに、警察など関係機関と連携して未然防止に取り組みます。

●アンケート調査（学期に１回以上）や個人面談、教育相談の充実を図り、児童生徒が自らSOSを発信できる環境を構築します。

●三重県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や「いじめ電話相談」「子どもSNS相談みえ」等の相談機関の紹介を行います。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は88.4%であり、目標値との差は1%未満であった。そのため、2027年度の目標値の93.0%に向け、昨年度からの計画通り、2025年度の目標値は90.5%の設定を維持した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12204	いじめ防止対策推進事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－3　生徒指導
指標	「学校やクラスのルールやきまりを理解し守ることができているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1　指標の目標等

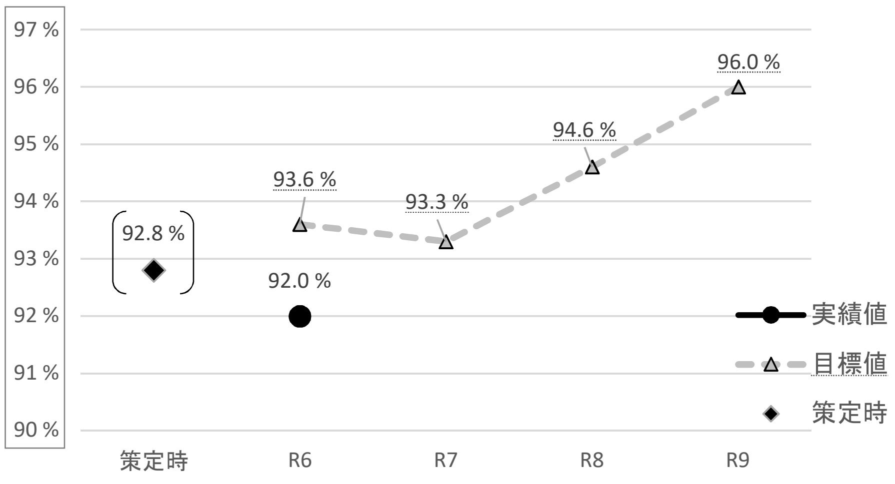

策定時
92.8%
昨年度実績値
92.0%
今年度目標値
93.3%
最終目標値
96.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）をあらゆる教育活動に取り入れ、教員の児童生徒理解と児童生徒との信頼関係に基づく組織的な生徒指導体制を構築します。

●生徒指導担当者会（年間６回）や生徒指導の実践に繋がる研修を実施し、教員の研鑽を支援します。

●校則の見直しやいじめ防止の取組等、生徒会及び児童会が 中心となった児童生徒の主体的な取組を推進します。

●中学校では生徒会研修会を実施し、各校の取組を交流することで、自校の取組に活かします。

●生徒指導アドバイザーが組織的な生徒指導体制について各校に指導や助言を行います。

●鈴鹿警察署や鈴鹿児童相談所、鈴鹿市こども家庭支援課などの関係機関等と連携した生徒指導の取組を推進するとともに、好事例等を研修会や教育委員会のサイト等で紹介します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は92.0%であったので、2027年度の目標値の96.0%との差4ポイントのうち約33%が肯定的な意見となることを目指し、2025年度の目標値を93.3%と修正設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12205	健全育成事業
12401	学校支援チーム事業
12402	青少年対策諸事業
12403	補導活動事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－4　人権教育
指標	「差別をなくすために何かできることをしたいか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1　指標の目標等

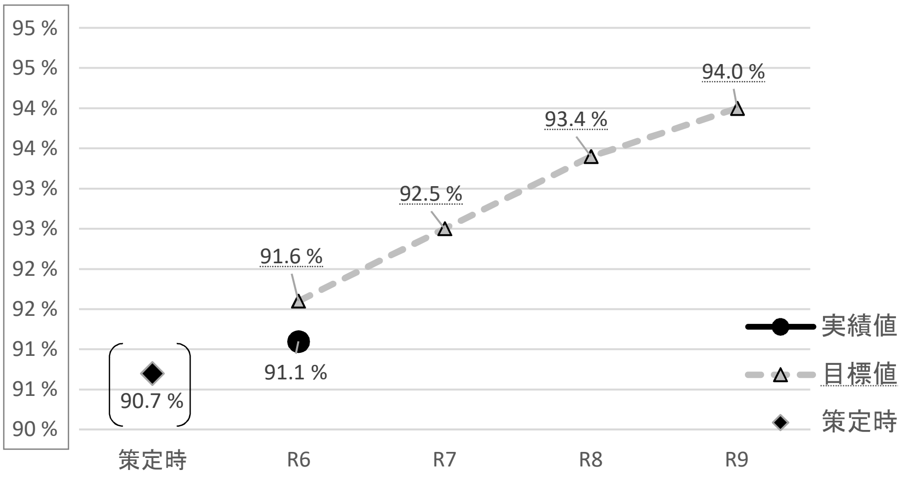

策定時
90.7%
昨年度実績値
91.1%
今年度目標値
92.5%
最終目標値
94.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●学校・園では、こどもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通した人権教育を計画的・組織的に進めます。
●中学校区こども人権フォーラムを開催し、中学校区で児童生徒が主体的に活動する「こども人権ネットワークづくり」を進めます。
●学校・園の人権教育推進に向けて、人権教育センター職員による研修会（授業研究やレポート研修含む）等の支援に取り組みます。
●障がいや国籍など、様々な背景をもつこどもたちが、遊びや活動、学習を通じて交流できる居場所づくりに取り組みます。
●教職員の人権意識の高揚を図るため、部落問題をはじめとした様々な人権課題についてアウトプット型の校内人権教育研修会を行います。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は91.1%であり、目標値との差は1ポイント未満であった。そのため、2027年度の目標値の94.0%に向け、昨年度からの計画通り、2025年度の目標値は92.5%の設定を維持した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12201	学校人権教育事業
12206	人権教育センター子どもの居場所づくり事業
12251	人権教育センター管理運営事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－5　特別支援教育
指標	全児童生徒において、個別の指導計画を作成している児童生徒の割合【三重県独自調査】

1　指標の目標等

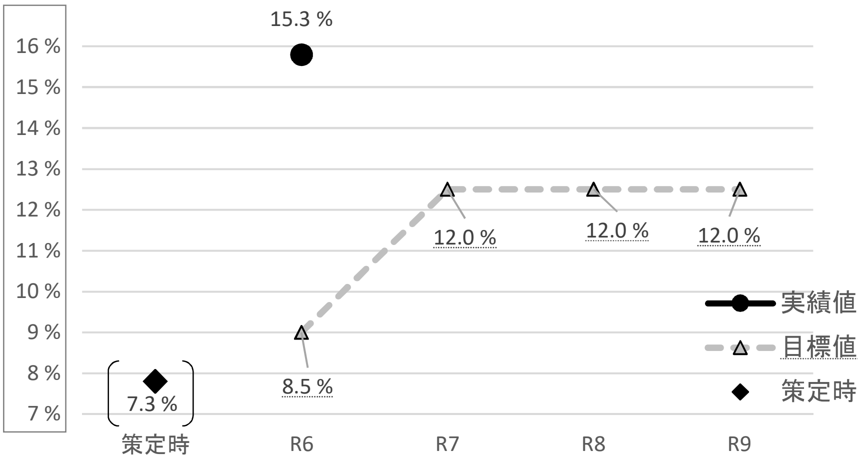

策定時
7.3%
昨年度実績値
15.3%
今年度目標値
12.0%
最終目標値
12.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●引継体制の充実及び途切れのない支援を行うために、公立幼稚園・保育所、私立就学前施設が参加して実施する特別支援教育コーディネーター会議や校区交流会で共有された事例をまとめ、本市における全就学前施設・小学校・中学校で共有し、よりよい支援方法を検討します。
●継続して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を含む「すずっこファイル」を作成し、進学や転学・進級時の引継ぎや個に応じた効果的な支援に活用します。
●教員の専門性の向上及び通常学級での支援の充実をめざし、研修会や授業改善資料の作成等を計画的に実施します。また、特別支援学校等と連携し、実態に応じた教育課程の編成のための指導助言を行います。さらに、夏季休業中には「すずっこスクエア」の参観研修を行います。特別支援教育コーディネーター会議では、本市の現状を踏まえた研修内容を実施します。
●通級指導教室において、個に応じた適切な支援を講じることができるよう、担当者会では、効果的な指導方法の交流、課題の共有・協議等を行います。
●昨年度プロジェクト会議で作成した「進学・就労に向けたフローチャート（教職員向け）」を小中学校に配付し、児童生徒の将来の姿を見通しながら途切れのない支援を行う体制について、継続して協議します。
●医療的ケア運営協議会では、主に災害時の対応や保護者の負担軽減等についての協議、来年度入学児童の支援体制の検討等を行います。

◆今年度目標値の設定根拠

実績値は、2023年度が13.5%、2024年度が15.3%で、2027年度の目標値を超える結果となった。本指標は最終目標値を上げることは適切でないため、国の傾向を踏まえた12.0%を基準として引き続き目標値とした。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12207	特別支援教育事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－6　日本語教育及び多文化共生教育
指標	「多くの国の人と友だちになったり、自分の国以外の国のことについてもっと知ったりしてみたいと思うか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1　指標の目標等

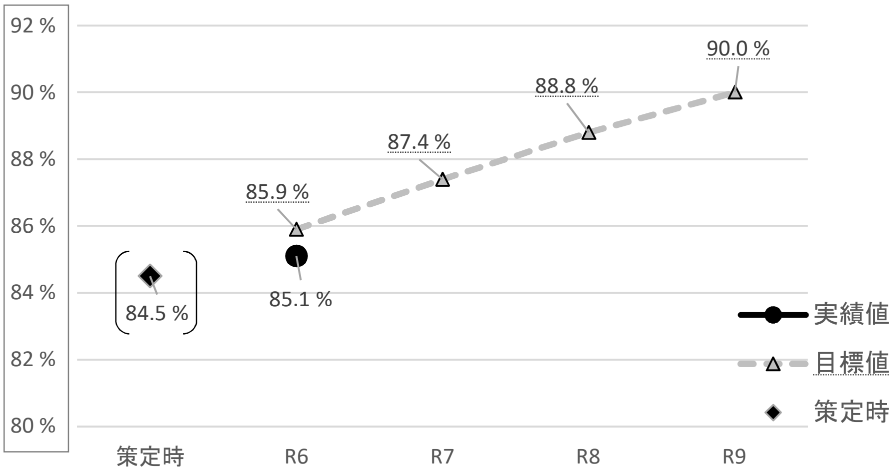

策定時
84.5%
昨年度実績値
85.1%
今年度目標値
87.4%
最終目標値
90.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●「JSLバンドスケール」を用いて、外国人児童生徒等一人ひとりの日本語の発達段階を把握します。

●外国人児童生徒等が理解しやすい授業を学校全体で行うため、「にほんごUP5」を活用した授業づくりを行います。

●日本語教育コーディネーターや日本語指導経験者が中心となる研修会等を実施し、教員の指導力向上・校内支援体制のさらなる充実を図ります。

●多文化共生教育担当者が中心となり、すべての児童生徒が、多様な文化、価値観について興味関心を高め、互いを理解し合える取組を学校全体で進めます。

●多文化共生教育実践EXPOを開催し、各校の多文化共生教育の実践交流を行います。

●日本語教育支援プロジェクト会議を開催し、国際教室における日本語の初期指導、在籍学級における日本語教育等を推進します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は85.1%であり、目標値との差は1ポイント未満であった。そのため、2027年度の目標値の90.0%に向け、昨年度からの計画通り、2025年度の目標値は87.4%の設定を維持した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12202	外国人児童生徒サポート事業

施策の基本的方向	2　自己肯定感を高め、多様性を認め合う子どもの育成
基本事業	2－7　道徳教育
指標	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいるか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1　指標の目標等

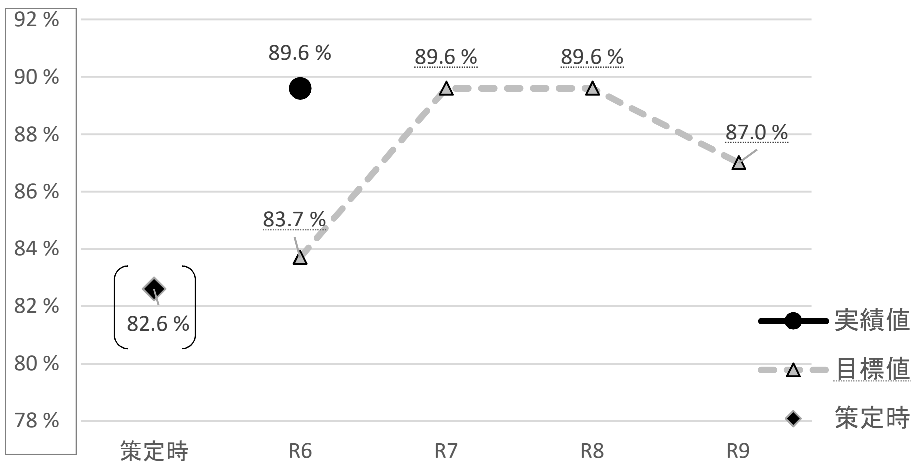

策定時	82.6%
昨年度実績値	89.6%
今年度目標値	**89.6%**
最終目標値	87.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●引き続き、全教育活動を通じて道徳教育を行えるよう、各校におけるカリキュラムマネジメントを踏まえた年間指導計画を作成します。

●主体的・対話的で深い学びに向けた「考え、議論する」道徳科の授業を実現するため、さらなる授業改善を行います。そのため、担当者会において、他市町の好事例を発信したり、学校間での事例検討や交流会の場を設定したりします。

●こどもたちが自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えられる授業を行うために、引き続き教員の研修の充実を図ります。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は89.6%で、2027年度の目標値を超える結果となったため、今年度は現状維持を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12104	学力向上支援事業

施策の基本的方向	3　心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
基本事業	3－1　心身の健康と食に関する教育
指標	運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童生徒の割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】

1　指標の目標等

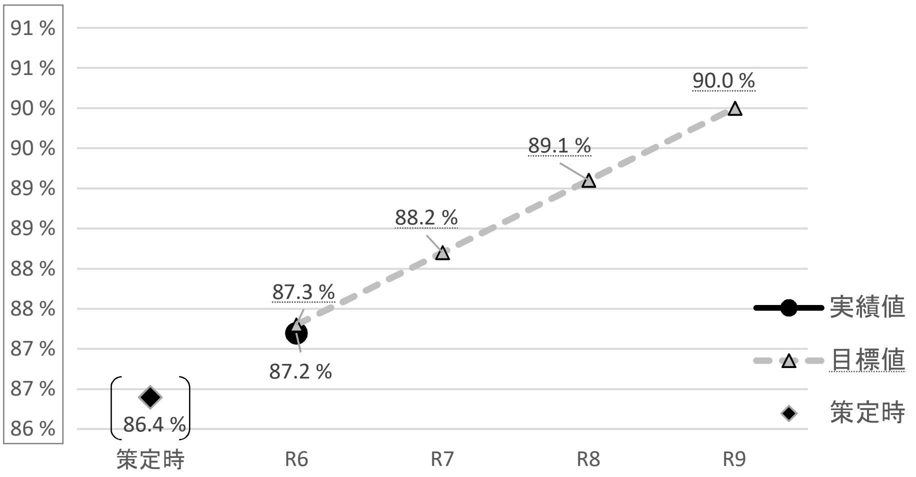

策定時	86.4%
昨年度実績値	87.2%
今年度目標値	**88.2%**
最終目標値	90.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●幼児期に望ましい生活習慣や運動習慣の確立のため、園児の興味や関心、生活経験等に基づき、環境の構成や活動内容を工夫しながら、継続して幼児の体力向上実践プログラム「きらきらタイム」に取り組みます。

●各学校において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析を基に、授業改善や体力向上に向けた日常的な体育活動に取り組みます。

●外部指導者を活用した健康教育出前講座や小中学校における保健体育での教科指導、保健だよりの発行などにより、疾病予防や生活習慣病対策について、啓発方法を検討しながら引き続き取り組みます。

●食に関する知識や指導方法の向上を目的とした「食育担当者会」の充実を図ります。そのため、栄養教諭等と連携した食に関する授業や「食育月間」「食育の日」の取組を実施するとともに、担当者会で取組を共有し、各校の実践に生かします。また、鈴鹿医療科学大学との学官連携により、レシピ集の作成・発行を継続します。

●全体指導計画に基づき、学校給食を「生きた教材」として活用し、残食量削減に加え、食品ロス削減や地場産食材の活用を含めた食育を推進します。

●児童の確かな水泳技能習得のために、学校外プール施設の利用校を拡大しながら水泳授業を実施します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は87.2%であったため、2027年度の目標値90.0%に向け、年間約1ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12304	教育活動事業
12305	学校保健事業

施策の基本的方向	3　心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
基本事業	3－2　文化・芸術活動
指標	「未来応援人」を活用した学校の割合

1　指標の目標等

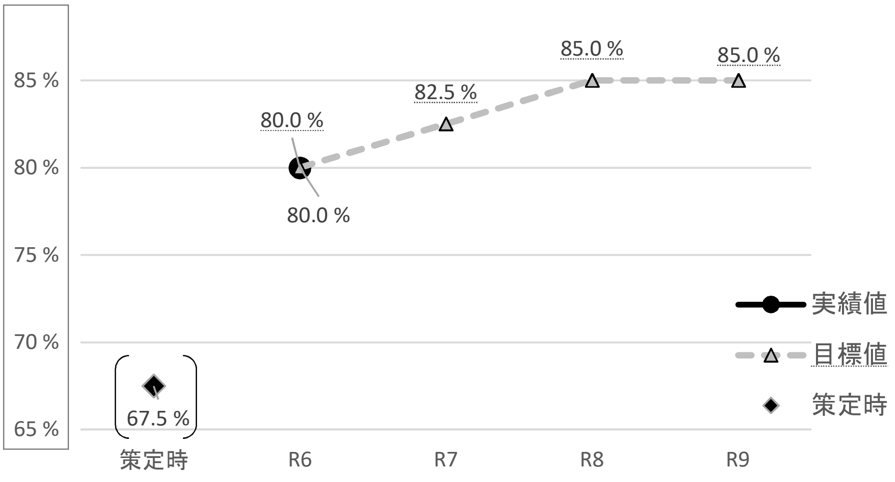

策定時
67.5%
昨年度実績値
80.0%
今年度目標値
82.5%
最終目標値
85.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●芸術活動の発表の機会を充実させるため、意見聴取や担当による話合い等を通じて内容の精選及び充実を図るとともに、地域や関係団体等と連携しながら、美術作品展や科学作品展、書写展、小中学校音楽会を全市的に実施します。

●こどもたちが、文化・芸術及び伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験できる機会を充実させるため、継続して「未来応援人」事業を活用します。併せて、学校（園）や講師の活用状況等を把握し、学校（園）のニーズに応じた派遣ができるよう、必要に応じて講座内容の更新や新たな講師の登録等を行います。

●系統的に豊かな感性や情操を育むため、ICTも活用しながら、中学校区での文化・芸術活動等の交流を推進します。

◆今年度目標値の設定根拠

実績値が2023年度は77.5%（31校）、2024年度は80.0%（32校）であったため、2027年度の目標値85.0%（34校）に向け、年間2.5ポイント（１校）増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12302	未来応援人事業
12304	教育活動事業

施策の基本的方向	3　心身の健康を自ら育み、豊かな感性を身に付けた子どもの育成
基本事業	3－3　安全・安心で安定的な学校給食の提供
指標	中学校給食における副菜の残菜率

1　指標の目標等

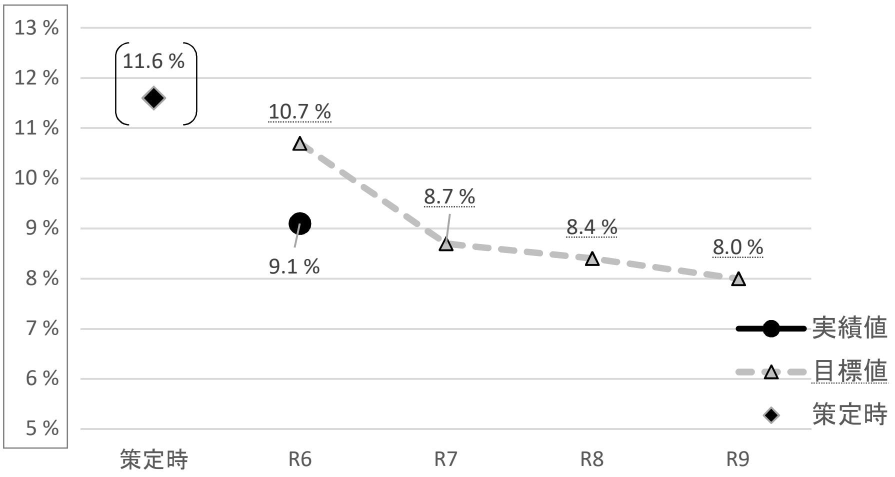

策定時
11.6%
昨年度実績値
9.1%
今年度目標値
8.7%
最終目標値
8.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●安全・安心で安定的な学校給食を提供するため、衛生管理面では調理員等関係職員の検便実施、各給食調理施設の衛生検査、害虫等予防、職員研修等を、食物アレルギー対応面では保護者とのアレルゲン確認の徹底や保護者・教職員・児童生徒との該当児童生徒のアレルゲン情報の共有による給食提供時の安全確認等の連携を、施設保全の面では設備・備品の適切な維持管理を行います。

●中学校給食に対する意識（献立、喫食状況、給食指導、嗜好や家庭の食生活等）に関して、生徒を対象としたアンケート調査を行い、中学校給食の現状を把握するとともに残菜率改善の目標値達成に向けた取組の柱や中期的な方向性、具体的な取組内容等を定めます。

●学校給食費の徴収事務において収納率の向上と業務の効率化を図るため、民間事業者へ電話催告業務を委託します。

◆今年度目標値の設定根拠

令和7年度から令和9年度までに1.1%の残菜率の改善を目標としていることから、年間で約0.4ポイントの改善を図ることを目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12301	学校給食費管理事業
12351	給食調理室運営事業
12352	学校給食センター管理運営事業
12353	第二学校給食センター管理運営事業

施策の 基本的方向	4　家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	４－１　休日の部活動地域移行
指標	休日の部活動地域移行実施率 （休日に活動している部活動のうち、移行ができた部活動の割合）【独自調査】

1　指標の目標等

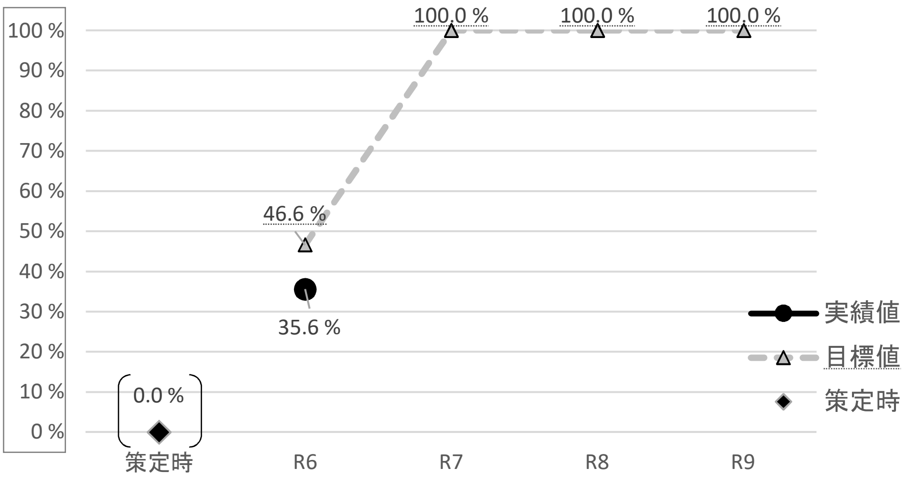

策定時	0%
昨年度実績値	35.6%
今年度目標値	**100.0%**
最終目標値	100.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●地域で活動する「休日の活動」への移行に向けた体制整備を進めるために、各スポーツ・文化芸術団体との連携強化を図り、指導者の確保及び種目別に最適な形態について協議を重ねます。

●休日に活動している学校部活動14種目全てについて、関係団体等に委託する形でモデル事業を実施し、11月以降、月１回全市的に部活動を実施しない週を設定します。また、令和８年10月以降、各団体で持続可能な運営ができるよう助言、支援を行います。

●地域移行に係る協議会を開催し、様々な立場から意見を聴取するとともに、関係各課によるワーキンググループにおいて、情報の共有を図りつつ連携しながら取組を進めます。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は35.6%であるが、2025年度には、全部活動の地域への完全移行を行うという方針に基づき、100%と設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12303	部活動振興事業
12406	部活動地域移行推進事業

施策の基本的方向	4　家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	４－２　地域とともにある学校づくり
指標	「学校と地域が連携した取組が行われているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した保護者の割合【学校アンケート（保護者）】

1　指標の目標等

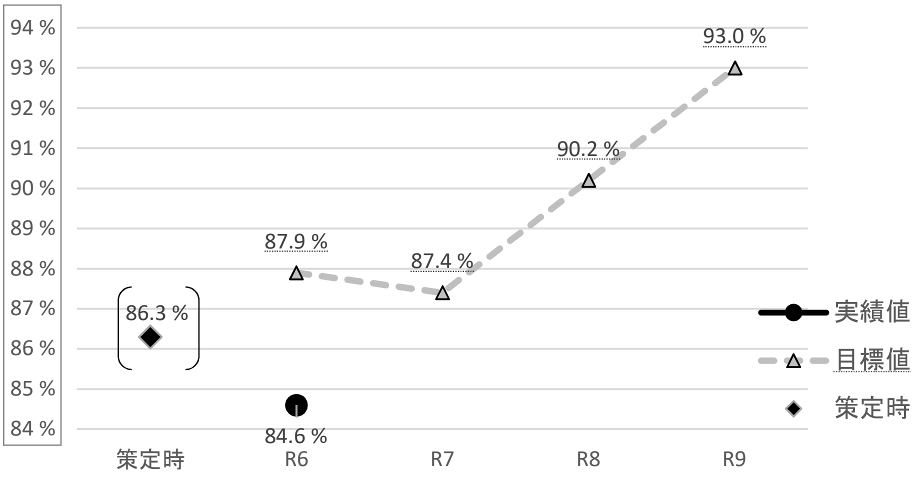

策定時
86.3%
昨年度実績値
84.6%
今年度目標値
87.4%
最終目標値
93.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●学校運営協議会等の中で教育課題を共有・協議し、家庭、地域、学校がそれぞれの立場から、主体的に地域のこどもの成長を支える「協働型」のコミュニティ・スクールの実践を推進します。

●学校運営協議会委員や地域コーディネーター等の共通認識を深め、より効果的な協働を図るために、有識者による講演会や先進地域の取組に関する研修会を実施します。

●学校支援ボランティア等、地域の方々の協力をさらに募りながら、地域と学校をつなぎ、地域から信頼される学校づくりを推進します。

●各校の学校運営協議会にコミュニティ・スクール推進コーディネーターを派遣し、「協働型」のコミュニティ・スクールの実践について助言するとともに、先進地の講師を招いた研修会を実施します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は84.6%であったので、2027年度の目標値の93.0%との差8.4ポイントのうち約33%が肯定的な意見となることを目指し、2025年度の目標値を87.4%と修正設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12405	コミュニティ・スクール推進事業

施策の基本的方向	4　家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	4－3　安全・安心の学校づくり
指標	「危険なことから自分たちを守るため、安全な行動を取っているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【学校アンケート（児童生徒）】

1　指標の目標等

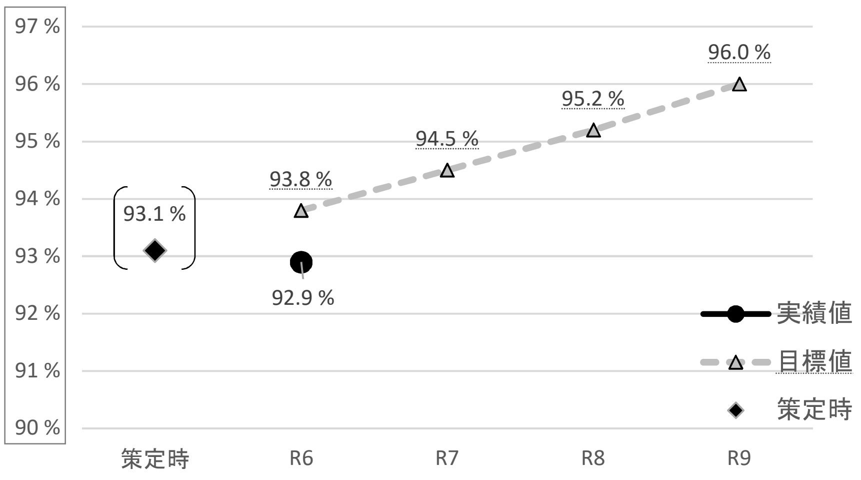

策定時
93.1%
昨年度実績値
92.9%
今年度目標値
94.5%
最終目標値
96.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●「交通安全教室」や「防犯教室」「不審者侵入対応訓練」等に警察や関係団体と連携して取り組みます。

●児童生徒の適切な判断力、主体的な行動力を育成するため、防災・減災に関する意識や知識の向上を図り、講演や防災訓練、女川中学校との交流等の取組を通じて、防災・減災教育を行います。

●青色回転灯等装備車によるパトロールの実施、安全安心ボランティア等との連携、保護者や地域住民とともに行う防災教育、「鈴鹿市公式LINE」システムの活用などにより、こどもたちを守るネットワークや組織体制の整備を行います。

●道路管理者や警察などの関係機関と連携し、鈴鹿市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検や危険箇所の改善に取り組みます。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は92.9%であったので、目標値との差は1ポイント未満であった。そのため、2027年度の目標値の96.0%に向け、昨年度からの計画通り、2025年度の目標値は94.5%の設定を維持した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12404	安全安心ネットワーク推進事業

施策の基本的方向	4　家庭・地域とともに子どもの成長を支える教育環境づくりの推進
基本事業	４－４　郷土教育及び環境教育
指標	「今住んでいる地域の行事に参加しているか」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合【児童生徒質問紙】

1　指標の目標等

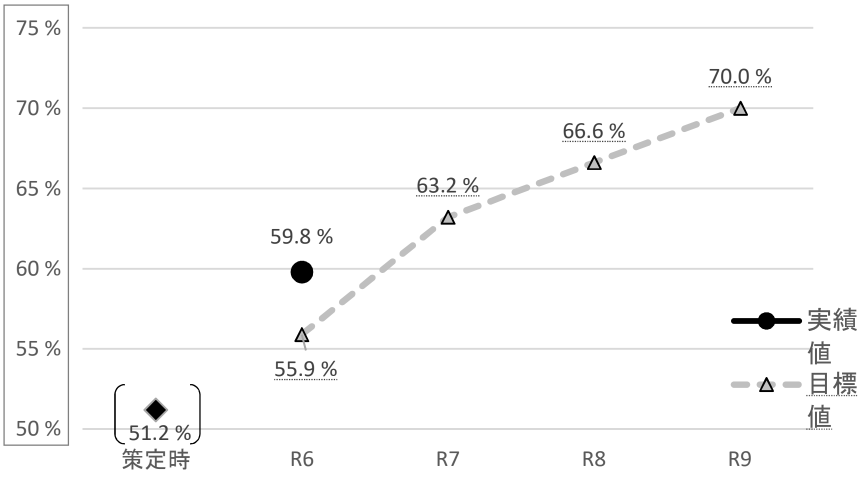

策定時
51.2%
昨年度実績値
59.8%
今年度目標値
63.2%
最終目標値
70.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●地域の良さや歴史、文化、豊かな自然を学ぶため、地域の人材や社会教育施設等を活用した体験学習に関する取組内容を発信します。

●小学３、４年生の社会科副読本「のびゆく鈴鹿市」をデジタル化します。副読本を活用し、本市の成り立ちや地理的環境、産業などの学習とともに、地域が抱える課題を解決し、よりよい社会に向けて自分たちにできることを考えるような課題解決型の授業に取り組みます。

●環境課題への理解を深め、主体的に行動する態度を育成するため、チャレンジ・エコスクールや学校環境デー等に、各校園で取り組みます。また、地域との連携や、体験的活動による環境教育を促進するため、出前授業等の実施を推進します。

◆今年度目標値の設定根拠

2024年度の実績値は59.8%であったため、2027年度の目標値70.0%に向け、年間3.4ポイント増を目標として設定した。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12104	学力向上支援事業
12106	小学校教育推進事業

施策の基本的方向	5　学校環境の整備・充実
基本事業	5－1　学校規模の適正化
指標	再編計画の策定数

1　指標の目標等

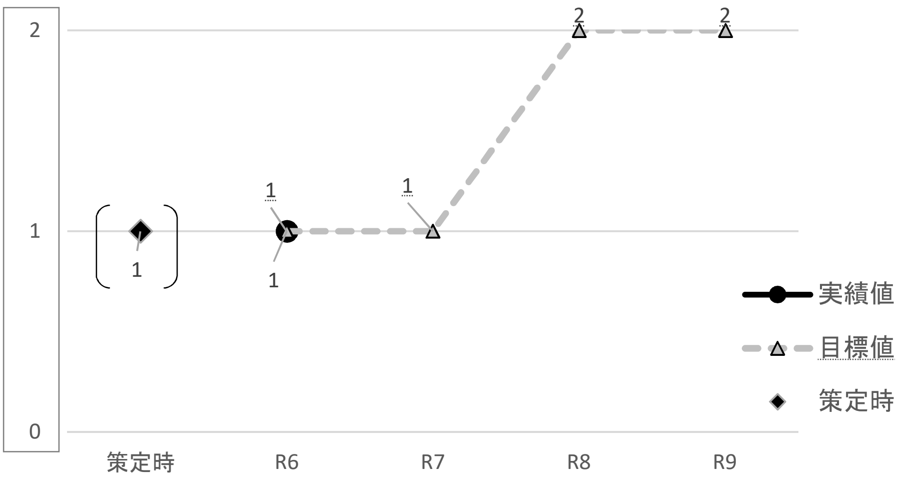

策定時	1
昨年度実績値	1
今年度目標値	**1**
最終目標値	2

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●今後20年間の児童生徒数・学級数の推移を的確に把握するために、20年推計を作成します。

●20年推計を基に、今後、過小規模校となり複式学級の発生が予測される庄内小学校の保護者や地域への現状説明の上、意見聴取などを行い、今後の方向性を検討します。

●「天栄中学校区における学校再編計画」に基づき、令和８年４月の「天栄小学校」の開校に向けて、準備委員会において保護者や地域とともに準備を進めていきます。

●令和14年４月の義務教育学校の設置に向けて、児童生徒数や施設規模等の検討をはじめ、９年間の教育課程の考え方などについて再編計画骨子案を策定します。

◆今年度目標値の設定根拠

今年度は、20年推計を作成し、保護者、地域への説明と意見聴取などを行い、方向性を検討する段階であることから実績値のとおりとした。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12501	教育推進事業

施策の基本的方向	5　学校環境の整備・充実
基本事業	5－2　施設等の環境整備
指標	屋内運動場に空調設備を設置した学校の割合

1　指標の目標等

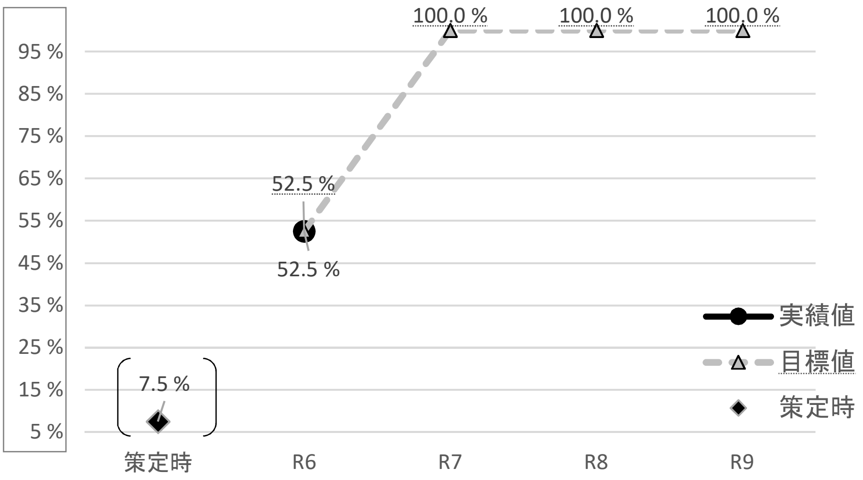

策定時
7.5%
昨年度実績値
52.5%
今年度目標値
100.0%
最終目標値
100.0%

2　今年度の活動計画等

◆年間の活動計画

●学校施設・設備の老朽化対策として、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき整備を進めます。
●学校給食センターの老朽化対策として、大規模改修（設備改修・厨房機器更新）を行います。
●屋内運動場への空調設備の推進として、低コスト送風型エアコンを１９校に設置することを進めます。
●小中学校のトイレ洋式化の推進として、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき整備を進めます。

◆今年度目標値の設定根拠

今年度は、屋内運動場に空調設備を19校に設置する計画としているため、今年度の目標値100%と設定をした。

3　関連する総合計画２０３１の実行計画

実行計画番号	実行計画書の事業名
12502	河曲小学校施設整備事業
12503	小学校教育施設環境整備事業
12504	小学校学校施設長寿命化・大規模改造事業
12505	中学校教育施設環境整備事業
12506	大木中学校施設整備事業
12507	中学校学校施設長寿命化・大規模改造事業
12508	学校給食センター施設改修事業
12509	郡山小学校施設整備事業
12551	小中学校警備事業
12552	小学校施設管理事業
12553	中学校施設管理事業